

令和7年度 第1回 静岡市みどり審議会

報告資料

日 時 : 令和8年3月19日(木) 午後2時00分

場 所 : 静岡市役所 静岡庁舎新館 17階 171会議室

目 次

報告事項

- (1) 静岡市みどりの基本計画に係るアクションプログラムの作成について
- (2) 静岡市公園樹木管理指針（案）について

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの作成について

① みどりの基本計画とは

- ・都市緑地法第4条に規定する基本計画であり、みどりの保全や緑化の推進に関して、その将来像と基本方針、将来像を実現するための施策・取組等を定めるみどりのマスタープランです。
- ・静岡市では、平成22(2010)年に計画を策定し、平成27(2015)年に一部改訂を行いました。みどりを取り巻く環境の変化に対応するため、令和4年(2022)年に静岡市みどり審議会に対して「静岡市みどりの基本計画改定について」の諮問を行い、令和7(2025)年の答申を経て、みどりの将来像を次のように掲げる新たな改定を行いました。

■みどりの将来像

輝くみどりを未来につなぎ 人が輝き未来につなげる

人と自然の共生都市 静岡

～市民の「Well-being」の向上に寄与する「質」の高いみどりを保全・創出～

② アクションプログラムとは

- ・みどりの基本計画とアクションプログラムの関係は次の通りであり、アクションプログラムはみどりの基本計画を着実に推進するための実施計画です。



③ アクションプログラムの内容 ⇒ 次ページ以降参照

- ・アクションプログラムは、基本方針に基づく具体的な事業について、一覧表及びプログラムシートとして整理します。
- ・また、公園に関連する事業については、具体的な事業内容や実施期間を整理し、事業の進行管理を実施することで、みどりの将来像の実現に向けて計画を推進します。



- ・さらに、グリーンインフラやDXなど新たな視点が必要な取組については、みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項として、今後の施策の方向性も整理します。
- ・事業の進捗状況については、静岡市みどり審議会に毎年度報告します。

④ アクションプログラムの計画期間

- ・静岡市みどりの基本計画の計画期間は、令和7(2025)年から令和26(2044)年までの20年間で、評価指標の目標年度は令和12(2030)年としています。
- ・アクションプログラムの計画期間も令和26(2044)年までの20年間としますが、令和12(2030)年に評価指標の達成状況を確認した上で、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)	令和12年(2030)	令和13年(2031)	令和14年(2032)	令和15年(2033)	令和16年(2034)	令和17年(2035)	令和18年(2036)	令和19年(2037)	令和20年(2038)	令和21年(2039)	令和22年(2040)	令和23年(2041)	令和24年(2042)	令和25年(2043)	令和26年(2044)
静岡市総合計画	総合計画																			
みどりの基本計画	計画期間																			
アクションプログラム	アクションプログラム					見直し					見直し					見直し				

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの概要(1/5)

基本方針1に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業					
基本方針	大項目	施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号	
		小項目							
基本方針1 まちをやさしく囲みみどりの大きな環を保全・活用します	(1) 山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します	① 山地・丘陵地・山間地・市街地周辺の農地を保全・活用	① 市街地の背景となる山々や山地・丘陵地等の景観・眺望地の保全	-				-	
			② 市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用	里山公園の利活用促進事業	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。	緑地政策課	●	1	
				市単独治山事業(林地災害防止事業)	林地の崩壊や土砂の流出などの林地災害から、市民の生命、財産を守るために、小規模な治山施設の整備を行う。	森林経営管理課		2	
				荒廃農地再生・集積促進事業及び農地集約化促進事業	荒廃農地の解消を通じて、農地の確保と地域農業の担い手への集積を促進し、もって農地の多面的機能の発揮及び農業の振興を図る。農地集約を促進し、利用価値の高い一団の土地として有効活用を図る。	農地利用課		3	
				③ 山間地・市街地周辺の農地の保全・活用	果樹土地改良事業	土地改良事業の整備により優良農地を確保し、「農業者の向上」と「担い手の確保」を図る。	農地整備課		4
				多面的機能の維持・保全事業	農地の持つ多面的機能の維持・増進に係る活動を行う団体に補助金を支払い、農地の保全や農道等農地周辺の環境の改善を図る。	農地整備課		5	
	(2) 駿河湾の海浜環境を保全・活用します	① 海浜環境・松林の保全	① 海浜環境・松林の保全	-					-
			② 世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用	三保松原保全活用事業	緑豊かな松原と美しい砂嘴、天空に聳える富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ。	歴史文化課		6	
	(3) 水辺の軸となる河川の良好な環境を保全・活用します	① 流域治水の推進	① 流域治水の推進	流域治水推進事業	学校・公園等の市所管施設において雨水貯留浸透施設の整備等を推進し、河川への負担及び浸水被害の軽減を図る。	河川課			7
			② 河川の自然環境の保全	-					-
			③ 市街地内の中小河川の緑化	-					-
	(4) みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します	① 健全な街路樹の維持	① 健全な街路樹の維持	街路樹の育成管理	街路樹の健全な育成を図るとともに、街の景観維持を図る。	公園施設管理課、清水まちづくり推進課、道路保全課	●		8
			② 街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化	-					-
			③ 効率的な維持管理の推進	-					-
④ 樹種の改善			-					-	
⑤ 都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽			都市計画道路整備に伴う植樹樹等の整備	都市計画道路整備に伴い、歩道等に植樹樹等を設けて緑化を推進し、都市部の良好な生活空間の形成を図る。	道路計画課			9	

プログラムシート概要版(一例)






NO. 1	里山公園の利活用促進事業		体系	1	(1)	②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要		
事業目的	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。					
事業概要	<p>市民生活との関わりが深い、谷津山、鯨ヶ池、浜石岳等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進する。</p>       <p>取付伐採作業の作業状況(谷津山) 鯨ヶ池フェスタ(鯨ヶ池) うまうまフェスタ(浜石) 会議の様子(谷津山) 交流の日(鯨ヶ池) 現地活動(浜石)</p>					
NO. 6	三保松原保全活用事業		体系	1	(2)	②
主 体	静岡市	担当課	歴史文化課			
事業目的	緑豊かな松原と美しい砂嘴、天空に聳える富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ。					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画の行動計画に基づき、関係各係で連携して三保松原の管理(保全活用)を実施する。 三保松原保全育成連絡協議会の運営。 国指定名勝の現状変更届に関する事務。  <p>三保松原の管理の様子</p>					
NO. 8	街路樹の育成管理		体系	1	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	公園施設管理課、清水まちづくり推進課、道路保全課	主要		
事業目的	街路樹の健全な育成を図るとともに、街の景観維持を図る。					
事業概要	<p>樹木剪定、低木刈込、草刈等</p> <p>【管理方法】 高木剪定：年1回実施(一部夏期・冬期剪定の年2回) 中木剪定：年1回実施 低木刈込：年1～2回実施 芝刈草刈：年2回実施</p>  <p>街路樹の維持管理の様子</p>					

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの概要(2/5)

基本方針2に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業						
				事業名		事業目的		担当課	主要事業	番号
基本方針		施策								
		大項目	小項目							
基本方針2	防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します	(1)	防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します	① 災害時にも役立つ身近な公園の整備	公園・緑地整備事業	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。	緑地政策課、公園建設管理課	●	10	
				② 長期未整備都市計画公園の見直し	長期未整備都市計画公園の見直し	都市計画決定から長期にわたり未整備となっている都市計画公園を「静岡市都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、土地の利用状況などを検証し、都市計画決定の見直し手続きを進め、公園整備を進めることで、公園空白地の解消と公園面積の増加を図る。	緑地政策課、公園建設管理課	●	11	
				③ 計画的な身近な公園の再整備	公園施設バリアフリー化事業	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、既設都市公園において、高齢者、障害者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、公園施設のバリアフリー化整備を行う。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	12	
				④ 効率的・効果的な維持管理の実施	公園施設長寿命化事業	対処療法的管理から予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な公園施設の改築更新を行う。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	13	
		(2)	公共建築物の緑化を推進します	① 公共建築物の緑化の推進	-	-	-	-	-	-
				(3) 民有地の緑化を推進します	① 住宅地における緑化の推進	-	-	-	-	-
					② 商業・業務地における緑化の推進	-	-	-	-	-
					③ 工業地における緑化の推進	-	-	-	-	-
		(4)	市街地内のみどりを保全・活用します	① 都市農地の保全・活用	アグリチャレンジパーク蒲原管理運営事業	新規就農に興味のある個人や農業参入を検討する法人を対象とした農業研修と、市民の農業に対する関心を高め、より身近に感じてもらうための農業体験の実施により、本市における農業の新しい担い手の確保を図る。	農業政策課		15	
					いきいき都市農業推進事業補助金	市街化区域内における営農活動に対し助成することにより、都市農業の振興を図る。	農業政策課		16	
					生産緑地地区の指定推進・活用事業	市街化区域内の一定の要件に該当する農地等を生産緑地地区として指定することにより、市街化区域内の緑地を確保する。	緑地政策課	●	17	
				② 樹林地の保全・活用	-	-	-	-	-	
		③ 里山の保全・活用	放任竹林対策事業	放任竹林対策に取り組む市民団体等に対する必要な資機材の貸出や支給、活動費の補助を行う。	環境共生課		18			
			里山公園の利活用促進事業【再掲】	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。	緑地政策課	●	19			
		④ 歴史的な樹木・樹林の保全・活用	保存樹木等保全事業	良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に保全する必要があると認める樹木・樹林を保存樹木等として指定し、その所有者に対し助成を行う。	緑地政策課	●	20			

プログラムシート概要版(一例)

NO. 10	公園・緑地整備事業	体系	2 (1) ①	NO. 13	公園施設長寿命化事業	体系	2 (1) ④	NO. 18	放任竹林対策事業	体系	2 (4) ③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課 清水まちづくり推進	主 体	静岡市	担当課	環境共生課
事業目的	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。			事業目的	対処療法的管理から予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な公園施設の改築更新を行う。			事業目的	放任竹林対策に取り組む市民団体等に対する必要な資機材の貸出や支給、活動費の補助を行う。		
事業概要	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。 工事予定 令和8年度(仮称)清水竜南公園(清水区梅ヶ谷) 令和9年度(仮称)西千代田町公園(葵区西千代田町)			事業概要	公園施設の更新 			事業概要	(移動式竹破砕機貸出) 市内の放任竹林対策として竹林の伐採整備を行う団体に対し、自走式竹破砕機の貸出を行う。 (放任竹林対策推進事業) 放任竹林対策推進事業を実施する里山保全団体に対する補助金を交付する。  		
	 現状地の様子 (清水区梅ヶ谷(竜南地区))				更新前				破砕機の講習会の様子		
	 現状地の様子 (葵区西千代田町)				更新後				竹林整備の様子		

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの概要(3/5)

基本方針3に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業					
		施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号	
基本方針	大項目	小項目							
			基本方針3 都市拠点・地域拠点のみどりの拡充と静岡らしい歴史とみどりの拠点の創出を図ります	(1) 都市拠点・地域拠点のまちづくりと寄与するみどりを創出します	① みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出	-	-	-	-
静岡都心まちなか再生事業	都心に関わる「人」が中心となり、静岡市に住む人が、活き活きとした暮らしや活動ができる、魅力的なまちなかにすることを目的とし、都市アセットを活用した居心地の良い場所づくりとその場所を活かす人づくりを掲げ、人をひきつけるまちを目指していく。	都市計画課					21		
-	-	-				-	-	-	
② 公園等における防災・減災機能の強化	-	-			-	-	-	-	
	-	-			-	-	-	-	
	-	-			-	-	-	-	
(2) みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します	① 駿府城公園における取組	駿府城跡天守台野外展示事業		本市の歴史に対して市民が誇りを抱くとともに、国内外の人々が駿府城公園周辺の歴史資源を目的に訪れることで、本市の魅力発信に繋げる。	歴史文化課		22		
		駿府城公園再整備事業(修景整備)		野外展示施設の整備と連携し、本丸広場等を城郭を感じられる景観に整備することで、歴史的資源を活かした来訪を促進し、中心市街地における公園機能を強化する。	緑地政策課、公園建設管理課	●	23		
		お堀の水辺(菱舟)活用事業		駿府城公園における歴史観光コンテンツとして誘客を図ると共に、観光客の滞在時間を延長し、観光客の滞在時間を延ばすことで、地域経済の活性化を図る。	観光政策課		24		
		② 日本平公園における取組		ナイトツーリズム推進事業	日本平からの夜景を軸とした夜の楽しみ方を創出・発信し、観光客の市内滞在時間を延長し、市内観光消費の拡大につなげる。	観光政策課		25	
				日本平公園整備事業	名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流など、幅広い活動ができる場となるよう整備を行う。	公園建設管理課	●	26	
		③ 麻機遊水地・あさはた緑地における取組		麻機遊水地開通事業	麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と利活用を両輪とした総合的な取り組みを実施する。	緑地政策課	●	27	
	新興津地区交流施設検討事業			静岡県が整備する新興津地区人工海浜・緑地の魅力を向上させ、地元住民に愛され、かつ、市内外から多くの来訪者が訪れる新たな賑わいの拠点をすべく、「交流施設」を実現させる。	BX推進課		28		
	④ 清水港周辺における取組	清水都市ウォーターフロント地区デザインマネジメント		江尻・日の出地区の一体的な方向性を持った整備を導くべく、都市デザインの方針検討やデザインマネジメント、デザイン検討・調整を行う。	BX推進課		29		
		(仮称)静岡海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業		「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出岬周辺にこれら新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設を整備する。	BX推進課		30		
		清水港海づり公園整備事業		袖師地区に位置していた旧海づり公園は、年間約7万人が利用する施設であったが、平成23年3月の東日本大震災の発生後、汚染水貯留施設として、海づり施設(メガフロート)を真真電力に売却した。当該施設は、新興津地区に旧海づり公園の代替施設として整備し、新たな賑わいの空間を創出し、清水港全体の活性化を推進する。	BX推進課		31		
		大浜公園における取組		PR手法を用いて公園全体の設計・整備・運営を一体事業としてリニューアルすることで、施設間の連携や健全な運営の実現を目指し、年間を通じて利用でき多くの人が楽しめる魅力ある公園とする。	緑地政策課	●	32		
	⑥ (仮称)大内新田多目的広場における取組	(仮)大内新田公園整備事業		広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「公園」「調整池」「生涯学習交流館」の3つのエリアを一体的に活用できるよう、各エリアの連携を意識した広場の整備を推進する。	公園建設管理課	●	33		
③ 特色ある公園を整備します		① 総合公園における取組	-	-	-	-			
	② 運動公園等における取組	-	-	-	-				
	③ 史跡駿河国分寺跡(片山庵寺跡)保存整備事業	史跡駿河国分寺跡(片山庵寺跡)保存整備事業	古代仏教文化の中心となった駿河国分寺(片山庵寺)の価値を未来へ伝承するために整備し、保存・活用を図る。	歴史文化課		34			
史跡小島陣屋跡保存整備事業		藩主が暮らした御殿の一部(書院)と石垣が残る、江戸時代小島藩の陣屋跡を、未来へつなぐために整備し、保存・活用を図る。	歴史文化課		35				
風致地区内の良好な自然環境の保全	風致地区内の良好な自然環境の保全	風致地区内の良好な自然環境の保全を図る。	緑地政策課	●	36				

プログラムシート概要版(一例)

NO.	23	駿府城公園再整備事業(修景整備)	体系	3	(2)	①
主体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主要		
事業目的	野外展示施設の整備と連携し、本丸広場等を城郭を感じられる景観に整備することで、歴史的資源を活かした来訪を促進し、中心市街地における公園機能を強化する。					
事業概要	歴史ある駿府城の魅力を最大限に引き出し、その価値を高めるため、公園中央部を平らに造成する工事や樹木整理を実施するとともに、広場を囲む園路と馬場跡広場及び中堀・土手の設計後、整備を実施する。					
						
NO.	26	日本平公園整備事業	体系	3	(2)	②
主体	静岡市	担当課	公園建設管理課	主要		
事業目的	名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流など、幅広い活動ができる場となるよう整備を行う。					
事業概要	整備面積約33.0haを日本平公園基本計画に基づき整備を行う。					
	 <p>上空から見た日本平公園</p>					
	日本平公園整備事業					
NO.	32	大浜公園再整備事業	体系	3	(2)	⑤
主体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要		
事業目的	PR手法を用いて公園全体の設計・整備・運営を一体事業としてリニューアルすることで、施設間の連携や健全な運営の実現を目指し、年間を通じて利用でき多くの人が楽しめる魅力ある公園とする。					
事業概要	<p>【内容】</p> <p>令和5年7月に事業契約を締結。令和7年7月に施設整備が完了し、公園が令和7年7月19日にリニューアルオープンした。また、カフェや多目的ホールを設けた民間収益施設が令和8年8月にオープン予定。</p> <p>■事業スキーム</p> <p>プールや公園については、施設の完成後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行うBTO方式で実施し、カフェやホールを設けた収益施設と常設駐車場については民間事業者の独立採算事業として運営するBOO方式で実施する。</p> <p>■施設概要</p> <p>プールゾーンでは既存のプールの内容を活かしつつ、有料のレジャープールとしてリニューアルすることで集客力の向上と事業に係る財政負担の軽減の両立を図る施設として整備し、またプールサイドには売店と有料シートを設けている。公園ゾーンでは、大型の木製複合遊具や芝生広場を整備することで年間を通じて楽しめる施設として整備し、さらにBOO施設として公園内に新たに78台の駐車場の整備と、年間を通じた公園利用を促す収益施設の整備を行う。</p>					
						

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの概要(4/5)

基本方針4に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業						
基本方針	大項目	施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号		
		小項目								
基本方針4	(1) みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します	①	既存制度の適切な運用	良好な都市景観の形成事業	地域にふさわしく親しみや心地よさを創出する景観の形成及び保全を推進することで、都市の良好な景観形成を図ることを目的とする。	景観まちづくり課		37		
			静岡市みどり条例に基づく緑化計画の手続き	市民・事業者・行政が協働で緑豊かなまちを創出していくために、大規模な民間施設と公共施設を対象に緑化基準に則した緑化を誘導する。	緑地政策課	●	38			
			「みどり審議会」との連携	-				-		
		②	「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用	-						-
			①	市民との共創	公園愛護会による公園の維持管理	公園の日常的な維持管理を地域が自ら行う活動を奨励する。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	39	
			②	事業者との共創	事業者との共創(民間活力導入)	地域ニーズに合った魅力的な公園の整備をするために公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進する。	緑地政策課	●	40	
		③	③	既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出	-					-
			④	社会実験の実施	-					-
			⑤	パークマネジメントプランの作成	-					-
		(3) 静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します	①	緑化活動の支援	みどりの相談窓口の開設検討	本市の豊かな自然を活かしたみどりのある暮らしの実現に向けて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するため、みどりの相談窓口の開設を検討する。	緑地政策課	●	41	
				花苗配布事業	花苗、草花の球根及び資材等の配布を実施し、街角や公共施設等の緑化を進め、花いっぱい街づくりを推進する。	緑地政策課	●	42		
			②	緑化イベントの開催	静岡市花と緑のまちづくり協議会事業	花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、「豊かな環境のまち静岡」を創る。	緑地政策課	●	43	
	③		緑化講習会の開催	緑化講習会の開催(一般向け)	家庭緑化の普及・市民の緑化技術の向上及び普及を推進する。	緑地政策課	●	44		
	④		緑化活動の表彰	-					-	
	(4) 他分野との連携により魅力的なみどりを創出します	①	他分野との連携による公園等の利活用	交流促進事業(主要イベントの開催支援)	イベント開催を支援し、地域に根付く文化・歴史といった地域資源の活用・魅力発信を行うことで、多彩な交流を創出し、域外からの観光誘客と地域経済の活性化を図る。	文化政策課		45		
			ストレンジジード開催事業	市街地において、演劇、ダンスを中心とした文化芸術イベントを開催することで、「まち劇場」を推進し、まちの存在感を高め、交流人口の増加に資する。	文化政策課		46			
			まち劇スポット事業	「まち」の様々な空間において大道芸・ダンス・音楽・アートなど様々なジャンルの文化に触れることができるパフォーマンス環境を整備し、都市全体が劇場のようにいつも華やかで活気に溢れた魅力的なまちを目指す。	文化政策課		47			
		②	他分野との連携による公共空間の管理の推進	道路サポーター制度の利用推進	地域住民と行政が一体となって身近な道路保全を行うことにより、地域住民の道路愛護意識の高揚を図るとともに、安心・安全・快適な道路空間づくりを推進する。	道路保全課		48		
	静岡市河川・海岸愛護事業	河川・海岸の環境保全を図る。	河川課		49					
	(5) グリーンインフラを推進します	①	グリーンインフラの推進と普及	-					-	
			防災・減災の推進	流域治水推進事業【再掲】	学校・公園等の市所管施設において雨水貯留浸透施設の整備等を推進し、河川への負担及び浸水被害の軽減を図る。	河川課		7		
			ヒートアイランド対策の推進	-					-	
			分野間連携の促進	-					-	
	(6) 生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します	①	外来種への対応	生物多様性地域戦略の推進	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50		
			生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50			
		②	イベントの実施	自然観察・自然体験講座の実施	自然観察や自然体験を通じて、身近な自然や環境について学び、関心を高める。	生涯学習推進課		51		
			環境教育の推進	環境教育の推進(環境学習指導員派遣)	子ども園等に環境学習指導員を派遣することで、環境教育の実践に関する保育者等の負担を軽減するとともに、子どもたちの自然に対する興味を引き出す。	環境共生課		52		
		生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50				
④	共創によるモニタリングの推進	生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50				
(7) みどりの情報発信や利活用を促進します	①	市民参加型の情報収集・発信	-					-		

静岡市みどりの基本計画アクションプログラムの概要(5/5)

みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項

(1) グリーンインフラによるみどりが持つ機能の最大化

- グリーンインフラを活用した浸水被害軽減や環境に関わる取組主体等、様々な分野との横断的な連携
- 市内に存在するみどり空間が果たす効果の見える化やグリーンインフラの価値の市民周知
- グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携し、産学官の多様な主体との取組の検討



あさはた緑地:多様な主体による活動フィールドとなっている

(2) 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり

- 子どもがのびのび遊べる公園や花や緑に親しめる公園等、地域の特性を活かした公園機能の再編や集約化の検討
- まちなかの緑化空間の創出や緑化イベント等、花や緑に溢れ、豊かな時間を過ごすことができる空間の創出

【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



都市公園の再編・集約化の促進(出典:国土交通省資料)

(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進

- 減少傾向にある生産緑地地区を含む都市農地について、市民農園や公園的利用等、活用方法の検討
- 農地保全の担い手や保全主体等の対応策の検討



生産緑地地区の様子

(4) 市街地周辺の自然環境の保全・利活用の推進

- 市民生活とかかわりの深い身近な自然環境を、市民が身近に楽しめる里山公園としての保全や利活用の検討
- 放任竹林の整備や伐採木の利活用について、多部局と連携



竹林整備の体験イベント



公園や散策路からの眺望の確保

(5) 公園・緑地をしなやかに使いこなす仕組みづくりの推進

- 利用者や自治会等と連携し、地域の実情にあった柔軟な公園ルールへの検討
- 社会実験等を通して、公園活用可能性の検討



公園の利活用に関する社会実験(青葉緑地)

(6) みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり

- 市民主体による身近な公園や花壇の活用を促進するコーディネーター人材の発掘・育成
- 公園、緑地の基礎情報や活用ノウハウ等を学ぶ研修プログラムによりコーディネーター人材の活動を支援



研修プログラム実施の様子

(7) 公民共創の促進

- 指定管理制度や民間活力の活用等、公園や地域の特性に応じた公民共創の促進の検討
- 事業者が公園の整備・管理への参画をさらに促進するための仕組みづくりの検討



大浜公園の収益施設イメージ

(8) みどりの空間におけるDXの推進

- 「静岡市デジタル化推進プラン」に基づき、新たな都市創造に向けたイノベーションが生まれるまちの実現を目指し、DX・GXを有力な政策手段として検討
- 静岡市の公式LINEを活用し、市民からの情報提供を即時に共有できる仕組みの構築の検討
- GIS機能を取り入れた公園配置図のデジタル化や災害時の情報収集ツールとしてのGISアプリの開発など、オープンデータ化およびデータ活用の可視化を検討



図 AIを用いた都市の緑視率のモニタリング(青葉緑地)
(国土交通省 国土技術政策総合研究所のAI緑視率調査プログラムを利用)

静岡市みどりの基本計画
アクションプログラム

令和8年3月

—目 次—

第1章 みどりの基本計画アクションプログラムとは.....	1
1-1 アクションプログラムの概要	1
1-2 アクションプログラムの管理方法.....	3
1-3 アクションプログラムの期間	4
第2章 アクションプログラム一覧	5
2-1 事業の抽出方法.....	5
2-2 みどりの基本計画に基づく具体的な事業一覧	5
第3章 プログラムシート	9
3-1 プログラムシート概要書.....	9
3-2 主要事業プログラムシート	36
第4章 みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項	60

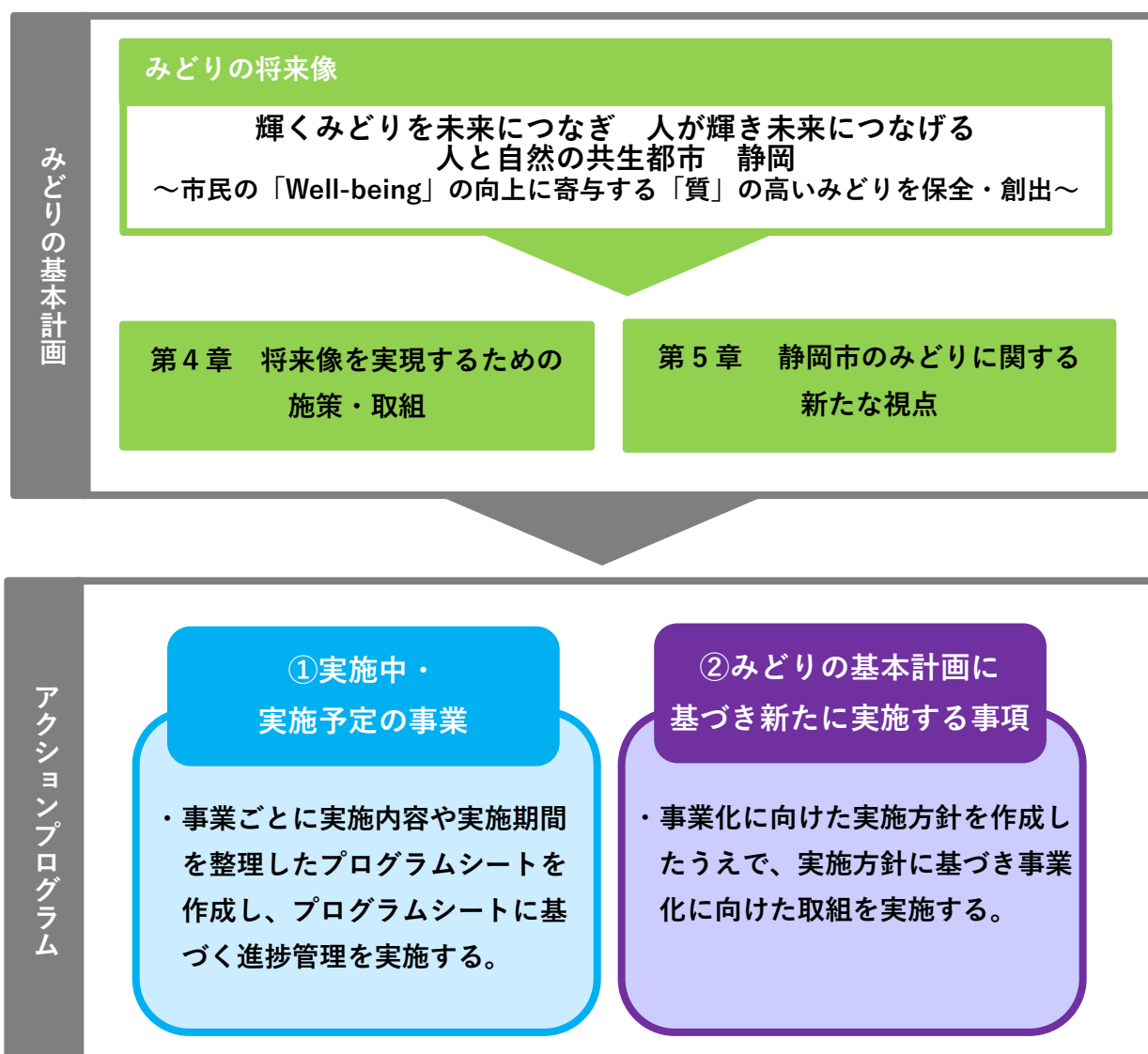
第1章 みどりの基本計画アクションプログラムとは

1-1 アクションプログラムの概要

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する基本計画であり、みどりの保全や緑化の推進に関して、その将来像と基本方針、将来像を実現するための施策・取組等を定めるみどりのマスタープランです。

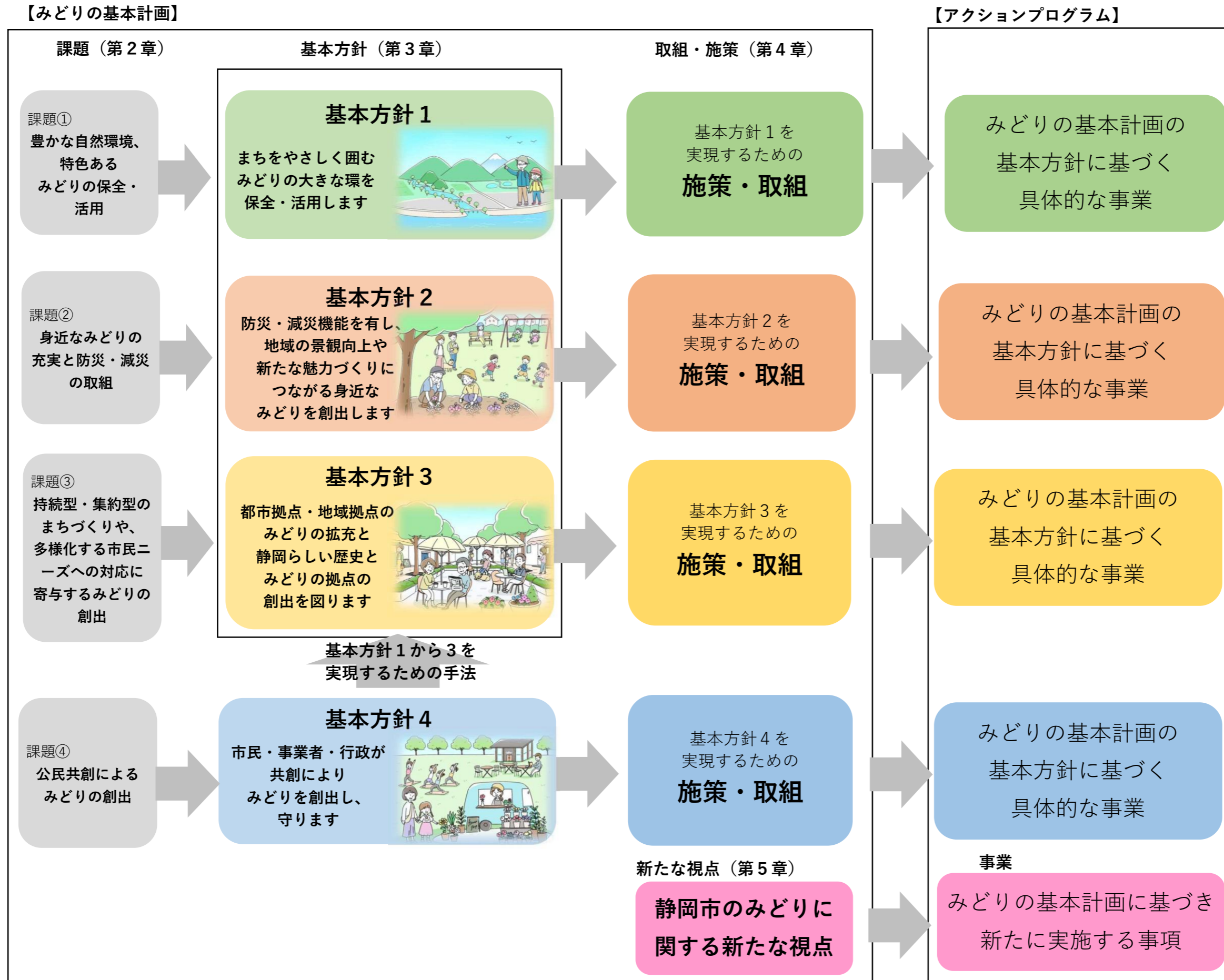
「みどりの基本計画アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」と言う。）」は、「みどりの基本計画」の基本方針に基づく具体的な事業を一覧表やプログラムシートとして整理します。また、グリーンインフラやDXなど新たな視点が必要な取組については、みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項として、今後の施策の方向性も整理します。

■みどりの基本計画とアクションプログラムの関係性（1）



出典) 静岡市みどりの基本計画（令和7年3月）P123

■みどりの基本計画とアクションプログラムの関係性（2）



1-2 アクションプログラムの管理方法

アクションプログラムでは、基本方針に基づく具体的な事業について、一覧表及びプログラムシートとして整理しますが、Well-being の向上に寄与する重要な要素である公園に関連する事業については、具体的な事業内容や実施期間を整理し、事業の進行管理を実施することで、みどりの将来像の実現に向けて計画を推進します。また、事業の進捗状況については「静岡市みどり審議会」に毎年度報告します。



出典) 静岡市みどりの基本計画 概要版 (令和7年3月)

■アクションプログラムの管理方法

分類	管理方法
みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業	アクションプログラム一覧及びプログラムシート概要書として整理し、事業実施の有無及び事業概要を1回/年、確認する。
主要事業 (公園に関する事業)	上記、みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業の中から、市民生活に最も身近なみどりであり、Well-being の向上に寄与する重要な要素である公園に関する事業を主要事業としてプログラムシートを作成し、事業の進行管理を1回/年、実施する。
みどりの基本計画に基づき新たに検討する事項	事業化に向けた今後の方向性を作成し、事業化の有無を1回/年、確認する。

1-3 アクションプログラムの期間

静岡市みどりの基本計画の計画期間は、令和 7（2025）年から令和 26（2044）年までの 20 年間で、評価指標の目標年度は令和 12（2030）年としています。

アクションプログラムの計画期間も令和 26（2044）年までの 20 年間としますが、令和 12（2030）年に評価指標の達成状況を確認した上で、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)	令和 13 年 (2031)	令和 14 年 (2032)	令和 15 年 (2033)	令和 16 年 (2034)	令和 17 年 (2035)	令和 18 年 (2036)	令和 19 年 (2037)	令和 20 年 (2038)	令和 21 年 (2039)	令和 22 年 (2040)	令和 23 年 (2041)	令和 24 年 (2042)	令和 25 年 (2043)	令和 26 年 (2044)
静岡市 総合計画	→ 総合計画 →																			
みどりの 基本計画	→ 計画期間 →																			
アクション プログラム	→ アクションプログラム →					→ 見直し →					→ 見直し →					→ 見直し →				

1-4 アクションプログラムの実施目標

静岡市みどりの基本計画の成果指標を実施目標とします。

■みどりの基本計画における評価指標の現況値と目標値

評価指標	現況値 (令和 3 (2021) 年)	目標値 (令和 12 (2030) 年)
身近な地域にみどりが多く、 心地よいまちだと思う 市民の割合	67.8%	80%

■公園に関連する評価指標の現況値と目標値

評価指標	現況値 (令和 3 (2021) 年)	目標値 (令和 12 (2030) 年)
公園に満足している 市民の割合	21.4%	40%

※政令指定都市における公園の市民満足度調査結果より、「満足」や「やや満足」等の合計の平均値を目標値として設定しています。

出典) 静岡市みどりの基本計画 (令和 7 年 3 月) P124

第2章 アクションプログラム一覧

2-1 事業の抽出方法

みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業は、担当課に照会を行い、前計画（静岡市みどりの基本計画アクションプログラム（平成 29 年 3 月））からの継続事業や第 4 次静岡市総合計画前期実施計画（令和 7 年 3 月）に記載の事業等より、当該事業の実施中・実施予定の事業として、一覧表及びプログラムシート概要書に整理します。

また、公園に関連する事業は、主要事業として、具体的な事業内容や実施期間を整理し、プログラムシートとして整理します。

静岡市のみどりに関する新たな視点から新たに実施を検討する事項は、現状で事業はないが、事業化に向けた今後の方向性を整理します。

■アクションプログラムに基づく取組

分類	抽出方法
みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業	前計画(静岡市みどりの基本計画アクションプログラム(平成 29 年 3 月))からの継続事業や第4次静岡市総合計画前期実施計画(令和7年 3 月)に記載の事業等より、実施中・実施予定の事業を抽出。
主要事業 (公園に関する事業)	上記、みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業の中から、市民生活に最も身近なみどりであり、Well-being の向上に寄与する重要な要素である公園に関する事業を抽出。
みどりの基本計画に基づき新たに検討する事項	事業化に向けた今後の方向性を作成し、事業化に向けて取り組む。

2-2 みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業について、「【みどりの基本計画】第 4 章 将来像を実現するための施策・取組」における施策の体系に沿って一覧表として、次頁以降に整理します。

■基本方針1に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業						
基本方針		施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号		
		大項目	小項目							
基本方針1	まちをやさしく囲むみどりの大きな環を保全・活用します	(1)	山地・丘陵地、山間地・市街地周辺の農地を保全・活用します	① 市街地の背景となる山々や山地・丘陵地等の景観・眺望地の保全	-				-	
				② 市街地を取り囲む山地・丘陵地の保全・活用	里山公園の利活用促進事業	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。	緑地政策課	●	1	
					市単独治山事業(林地災害防止事業)	林地の崩壊や土砂の流出などの林地災害から、市民の生命、財産を守るために、小規模な治山施設の整備を行う。	森林経営管理課		2	
				③ 山間地・市街地周辺の農地の保全・活用	荒廃農地再生・集積促進事業及び農地集約化促進事業	荒廃農地の解消を通じて、農地の確保と地域農業の担い手への集積を促進し、もって農地の多面的機能の発揮及び農業の振興を図る。農地集約を促進し、利用価値の高い一団の土地として有効活用を図る。	農地利用課		3	
					県営土地改良事業	土地改良事業の整備により優良農地を確保し、「農業所得の向上」と「担い手の確保」を図る。	農地整備課		4	
				多面的機能の維持・保全事業	農地の持つ多面的機能の維持・増進に係る活動を行う団体に補助金を支払い、農地の保全や農道等農地周りの環境の改善を図る。	農地整備課		5		
		(2)	駿河湾の海浜環境を保全・活用します	① 海浜環境・松林の保全	-					-
				② 世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全・活用	三保松原保全活用事業	緑豊かな松原と美しい砂嘴、天空に聳える富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ。	歴史文化課		6	
		(3)	水辺の軸となる河川の良好な環境を保全・活用します	① 流域治水の推進	流域治水推進事業	学校・公園等の市所管施設において雨水貯留浸透施設の整備等を推進し、河川への負担及び浸水被害の軽減を図る。	河川課			7
				② 河川の自然環境の保全	-					-
				③ 市街地内の中小河川の緑化	-					-
		(4)	みどりの軸となる質の高い街路樹を創出します	① 健全な街路樹の維持	街路樹の育成管理	街路樹の健全な育成を図るとともに、街の景観維持を図る。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課、道路保全課	●		8
				② 街路樹が必要な路線や適切な配置及び樹種の明確化	-					-
				③ 効率的な維持管理の推進	-					-
				④ 樹種の改善	-					-
	⑤ 都市計画道路整備に伴う街路樹の植栽			都市計画道路整備に伴う植樹樹等の整備	都市計画道路整備に伴い、歩道等に植樹樹等を設けて緑化を推進し、都市部の良好な生活空間の形成を図る。	道路計画課			9	

■基本方針2に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業						
基本方針		施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号		
		大項目	小項目							
基本方針2	防災・減災機能を有し、地域の景観向上や新たな魅力づくりにつながる身近なみどりを創出します	(1)	防災・減災機能を有する良好な身近なみどりを創出します	① 災害時にも役立つ身近な公園の整備	公園・緑地整備事業	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。	緑地政策課、公園建設管理課	●	10	
				② 長期未整備都市計画公園の見直し	長期未整備都市計画決定公園の整備事業	都市計画決定から長期にわたり未整備となっている都市計画公園を「静岡市都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、土地の利用状況などを検証し、都市計画決定の見直し手続きを進め、公園整備を進めることで、公園空白地の解消と公園面積の増加を図る。	緑地政策課、公園建設管理課	●	11	
				③ 計画的な身近な公園の再整備	公園施設バリアフリー化事業	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、既設都市公園において、高齢者、障害者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、公園施設のバリアフリー化整備を行う。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	12	
				④ 効率的・効果的な維持管理の実施	公園施設長寿命化事業	対処療法的管理から予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な公園施設の改築更新を行う。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	13	
					公園樹の維持管理	公園樹の健全な育成を図るとともに、公園の景観維持を図る。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	14	
		(2)	公共建築物の緑化を推進します	① 公共建築物の緑化の推進	-					-
				② 住宅地における緑化の推進	-					-
		(3)	民有地の緑化を推進します	① 住宅地における緑化の推進	-					-
				② 商業・業務地における緑化の推進	-					-
				③ 工業地における緑化の推進	-					-
				④ 防災・減災に寄与する生垣の設置	-					-
		(4)	市街地内のみどりを保全・活用します	① 都市農地の保全・活用	アグリチャレンジパーク蒲原管理運営事業	新規就農に興味のある個人や農業参入を検討する法人を対象とした農業研修と、市民の農業に対する関心を高め、より身近に感じてもらうための農業体験の実施により、本市における農業の新しい担い手の確保を図る。	農業政策課			15
					いきいき都市農業推進事業補助金	市街化区域内における営農活動に対し助成することにより、都市農業の振興を図る。	農業政策課			16
					生産緑地地区の指定推進・活用事業	市街化区域内の一定の要件に該当する農地等を生産緑地地区として指定することにより、市街化区域内の緑地を確保する。	緑地政策課	●		17
				② 樹林地の保全・活用	-					-
	③ 里山の保全・活用			放任竹林対策事業	放任竹林対策に取り組む市民団体等に対する必要な資機材の貸出や支給、活動費の補助を行う。	環境共生課				18
				里山公園の利活用促進事業【再掲】	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。	緑地政策課	●		19	
	④ 歴史的な樹木・樹林の保全・活用			保存樹木等保全事業	良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に保全する必要があると認める樹木・樹林を保存樹木等として指定し、その所有者に対し助成を行う。	緑地政策課	●		20	

■基本方針3に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業					
基本方針		施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号	
		大項目	小項目						
基本方針3	都市拠点・地域拠点のまちづくりとみどりの創出	(1)	① みどり豊かな都市拠点・地域拠点の創出	-	静岡都心まちなか再生事業	都心に関わる「人」が中心となり、静岡市に住む人が、活き活きとした暮らしや活動ができる、魅力的なまちなかにすることを目的とし、都市アセットを活用した居心地が良い場所づくりとその場所を活かすづくりを掲げ、人をひきつけるまちを目指していく。	都市計画課		21
			② 公園等における防災・減災機能の強化	-					-
			③ 拠点公園の位置付けと機能の強化	-					
	みどりと水辺と歴史の拠点を整備・創出します	(2)	① 駿府城公園における取組	駿府城跡天守台野外展示事業	駿府城公園再整備事業(修景整備)	本市の歴史に対して市民が誇りを抱くとともに、国内外の人々が駿府城公園周辺の歴史資源を目的に訪れることで、本市の魅力発信に繋げる。	歴史文化課		22
				お堀の水辺(菱舟)活用事業	駿府城公園における歴史観光コンテンツとして誘客を図ると共に、観光客の滞在時間を延ばすことで、地域経済の活性化を図る。	緑地政策課、公園建設管理課	●	23	
				お堀の水辺(菱舟)活用事業	駿府城公園における歴史観光コンテンツとして誘客を図ると共に、観光客の滞在時間を延ばすことで、地域経済の活性化を図る。	観光政策課		24	
			② 日本平公園における取組	ナイトツーリズム推進事業	日本平からの夜景を軸とした夜の楽しみ方を創出・発信し、観光客の市内滞在時間を延長、市内観光消費の拡大につなげる。	観光政策課		25	
				日本平公園整備事業	名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流など、幅広い活動ができる場となるよう整備を行う。	公園建設管理課	●	26	
			③ 麻機遊水地・あさはた緑地における取組	麻機遊水地関連事業	麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と利活用を両輪とした総合的な取り組みを実施する。	緑地政策課	●	27	
				新興津地区交流施設検討事業	静岡県が整備する新興津地区人工海浜・緑地の魅力を向上させ、地元住民に愛され、かつ、市内外から多くの来訪者が訪れる新たな賑わいの拠点とすべく、「交流施設」を実現させる。	BX推進課		28	
			④ 清水港周辺における取組	清水都心ウォーターフロント地区デザインマネジメント	江尻・日の出地区の一体的な方向性を持った整備を導くべく、都市デザインの方針検討やデザインマネジメント、デザイン検討・調整を行う。	BX推進課		29	
				(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業	「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出頭周辺にこれから新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設を整備する。	BX推進課		30	
				清水港海づり公園整備事業	袖師地区に位置していた旧海づり公園は、年間約2万人が利用する施設であったが、平成23年3月の東日本大震災の発生後、汚染水貯留施設として、海づり施設(メガフロート)を東京電力に売却した。当施設は、新興津地区に旧海づり公園の代替施設として整備し、新たな賑わい空間を創造し、清水港全体の活性化を推進する。	BX推進課		31	
	⑤ 大浜公園における取組	大浜公園再整備事業	PFI手法を用いて公園全体の設計・整備・運営を一体事業としてリニューアルすることで、施設間の連携や健全な運営の実現を目指し、年間を通じて利用でき多くの人が楽しめる魅力ある公園とする。	緑地政策課	●	32			
	⑥ (仮称)大内新田多目的広場における取組	(仮)大内新田公園整備事業	広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「公園」「調整池」「生涯学習交流館」の3つのエリアを一体的に活用できるよう、各エリアの連携を意識した広場の整備を推進する。	公園建設管理課	●	33			
	特色ある公園を整備します	(3)	① 総合公園における取組						-
			③ 風致公園、歴史公園等における取組	史跡駿河国分寺跡(片山廃寺跡)保存整備事業	古代仏教文化の中心となった駿河国分寺(片山廃寺)の価値を未来へ伝承するために整備し、保存・活用を図る。	歴史文化課		34	
				史跡小島陣屋跡保存整備事業	藩主が暮らした御殿の一部(書院)と石垣が残る、江戸時代小島藩の陣屋跡を、未来へつなぐために整備し、保存・活用を図る。	歴史文化課		35	
	風致地区内の良好な自然環境の保全	風致地区内の良好な自然環境の保全を図る。	緑地政策課	●	36				

■基本方針4に基づく具体的な事業一覧

みどりの基本計画における施策の体系との関係		みどりの基本計画における施策の体系との関係		①実施中・実施予定の事業						
基本方針		施策		事業名	事業目的	担当課	主要事業	番号		
		大項目	小項目							
基本方針4	市民・事業者・行政が共創によりみどりを創出し、守ります	(1)	みどりに関する既存の仕組みの適切な運用を推進します	① 既存制度の適切な運用	良好な都市景観の形成事業	地域にふさわしく親しみや心地よさを創出する景観の形成及び保全を推進することで、都市の良好な景観形成を図ることを目的とする。	景観まちづくり課		37	
					静岡市みどり条例に基づく緑化計画の手続き	市民・事業者・行政が協働で緑豊かなまちを創出していくために、大規模な民間施設と公共施設を対象に緑化基準に則した緑化を誘導する。	緑地政策課	●	38	
				② 「みどり審議会」との連携	-			-		
				③ 「静岡市景観アドバイザー制度」の適切な運用	-					-
		(2)	市民・事業者との共創による公園の整備・管理を促進します	① 市民との共創	公園愛護会による公園の維持管理	公園の日常的な維持管理を地域が自ら行う活動を奨励する。	公園建設管理課、清水まちづくり推進課	●	39	
				② 事業者との共創	事業者との共創(民間活力導入)	地域ニーズに合った魅力的な公園の整備をするために公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進する。	緑地政策課	●	40	
				③ 既存の仕組みの見直しと新たな仕組みの創出	-					-
				④ 社会実験の実施	-					-
				⑤ パークマネジメントプランの作成	-					-
		(3)	静岡市花と緑のまちづくり協議会の活動を推進します	① 緑化活動の支援		みどりの相談窓口の開設検討	本市の豊かな自然を活かしたみどりのある暮らしの実現に向けて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するため、みどりの相談窓口の開設を検討する。	緑地政策課	●	41
						花苗配布事業	花苗、草花の球根及び資材等の配布を実施し、街角や公共施設等の緑化を進め、花いっぱい街づくりを推進する。	緑地政策課	●	42
				② 緑化イベントの開催	静岡市花と緑のまちづくり協議会事業	花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、「豊かな環境のまち静岡」を創る。	緑地政策課	●	43	
				③ 緑化講習会の開催	緑化講習会の開催(一般向け)	家庭緑化の普及・市民の緑化技術の向上及び普及を推進する。	緑地政策課	●	44	
				④ 緑化活動の表彰	-					-
		(4)	他分野との連携により魅力的なみどりを創出します	① 他分野との連携による公園等の利活用		交流促進事業(主要イベントの開催支援)	イベント開催を支援し、地域に根づく文化・歴史といった地域資源の活用・魅力発信を行うことで、多彩な交流を創出し、域外からの観光誘客と地域経済の活性化を図る。	文化政策課		45
						ストレッチャード開催事業	市街地において、演劇、ダンスを中心とした文化芸術イベントを開催することで、「まちは劇場」を推進し、まちの存在感を高め、交流人口の増加に資する。	文化政策課		46
						まち劇スポット事業	「まち」の様々な空間において大道芸・ダンス・音楽・アートなど様々なジャンルの文化に触れることができるパフォーマンス環境を整備し、都市全体が劇場のようにいつも華やかで活気に溢れた魅力的なまちを目指す。	文化政策課		47
				② 他分野との連携による公共空間の管理の推進	道路サポーター制度の利用推進	地域住民と行政が一体となって身近な道路保全を行うことにより、地域住民の道路愛護意識の高揚を図るとともに、安心・安全・快適な道路空間づくりを推進する。	道路保全課		48	
					静岡市河川・海岸愛護事業	河川・海岸の環境保全を図る。	河川課		49	
		(5)	グリーンインフラを推進します	① グリーンインフラの推進と普及	-					-
				② 防災・減災の推進	流域治水推進事業【再掲】	学校・公園等の市所管施設において雨水貯留浸透施設の整備等を推進し、河川への負担及び浸水被害の軽減を図る。	河川課		7	
				③ ヒートアイランド対策の推進	-					-
				④ 分野間連携の促進	-					-
		(6)	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進します	① 外来種への対応		生物多様性地域戦略の推進	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50
						生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50
				② イベントの実施		自然観察・自然体験講座の実施	自然観察や自然体験を通じて、身近な自然や環境について学び、関心を高める。	生涯学習推進課		51
						環境教育の推進(環境学習指導員派遣)	こども園等に環境学習指導員を派遣することで、環境教育の実践に関する保育者等の負担を軽減するとともに、子どもたちの自然に対する興味を引き出す。	環境共生課		52
				③ 環境教育の推進		生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課		50
④ 共創によるモニタリングの推進	生物多様性地域戦略の推進【再掲】	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。	環境共生課			50				
(7)	みどりの情報発信や利活用を推進します	① 市民参加型の情報収集・発信	-					-		




第3章 プログラムシート



3-1 プログラムシート概要書




みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業について、プログラムシート概要書として次頁以降に示します。



NO. 1	里山公園の利活用促進事業		体系	1 (1) ②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。			
事業概要	市民生活との関わりの深い、谷津山、鯨ヶ池、浜石岳等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進する。			
				
	放任竹林対策の作業状況 (谷津山)	鯨ヶ池フェスタ (鯨ヶ池)	うきうきフェスタ (浜石)	
				
	会議の様子 (谷津山)	交流の日 (鯨ヶ池)	現地活動 (浜石)	



NO. 2	市単自治山事業 (林地災害防止事業)		体系	1 (1) ②
主 体	静岡市	担当課	森林経営管理課	
事業目的	林地の崩壊や土砂の流出などの林地災害から、市民の生命、財産を守るために、小規模な治山施設の整備を行う。			
事業概要	崩壊地等に治山施設を設置し、林地災害の防止、軽減を図る。			
	小規模治山施設の設置状況			
				
	コンクリート谷止工	木製校倉式床固工		

NO. 3	荒廃農地再生・集積促進事業及び 農地集約化促進事業		体系	1 (1) ③
主 体	静岡市	担当課	農地利用課	
事業目的	荒廃農地の解消を通じて、農地の確保と地域農業の担い手への集積を促進し、もって農地の多面的機能の発揮及び農業の振興を図る。 農地集約を促進し、利用価値の高い一団の土地として有効活用を図る。			
事業概要	荒廃農地を借り受けて再生利用に取り組む農業者等に対し、再生作業経費の一部を助成する。農地集約を円滑に進める上で必要な農業者への支援を行う。 荒廃農地再生・集積促進事業の一例			
				
	再生前	再生後		
				

NO. 4	県営土地改良事業		体系	1 (1) ③
主 体	静岡県	担当課	農地整備課	
事業目的	土地改良事業の整備により優良農地を確保し、「農業所得の向上」と「担い手の確保」を図る。			
事業概要	土地改良事業により、農地を平坦化、大区画化し、生産性の向上を図る。 ・農業生産基盤整備（区画整理、農道、用排水施設等）			
				
	整備前	整備後		

NO. 5	多面的機能の維持・保全事業		体系	1 (1) ③
主 体	民間	担当課	農地整備課	
事業目的	農地の持つ多面的機能の維持・増進に係る活動を行う団体に補助金を支払い、農地の保全や農道等農地周りの環境の改善を図る。			
事業概要	<p>○農地維持支払交付金 農地・施設の点検、整備、災害対応</p> <p>○資源向上支払交付金（共同） 農地・施設の軽微な補修 地域の共同活動の強化</p> <p>○資源向上支払交付金（長寿命） 農地・施設の補修、更新</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>草刈り作業 (農地維持)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>近隣の小学生との農 業体験教室 (資源向上共同)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>農道の補修 (資源向上長寿命)</p> </div> </div>			

NO. 6	三保松原保全活用事業		体系	1 (2) ②
主 体	静岡市	担当課	歴史文化課	
事業目的	緑豊かな松原と美しい砂嘴、天空に聳える富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画の行動計画に基づき、関係各係で連携して三保松原の管理（保全活用）を実施する。 ・三保松原保全育成連絡協議会の運営。 ・国指定名勝の現状変更届に関する事務。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;">   </div> <p style="text-align: center;">三保松原の管理の様子</p>			



NO. 7	流域治水推進事業		体系	1 (3) ①
主 体	静岡市	担当課	河川課	
事業目的	学校・公園等の市所管施設において雨水貯留浸透施設の整備等を推進し、河川への負担及び浸水被害の軽減を図る。			
事業概要	<p>気候変動の影響により、降雨量の増加や局地化・激甚化が進むことが想定されており、河川の流域全体で治水対策に取り組む必要がある。</p> <p>雨水流出抑制対策として、学校のグラウンドや都市公園等において雨水貯留浸透施設の整備を行い、流域内の雨水貯留機能を向上させることにより、浸水被害の軽減を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平常時</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>雨水貯留時</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">豊田中学校（グラウンド表面の雨水貯留浸透施設・R3整備）</p>			



NO. 8	街路樹の育成管理		体系	1 (4) ①
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課、清水まちづくり推進課、道路保全課	主要
事業目的	街路樹の健全な育成を図るとともに、街の景観維持を図る。			
事業概要	<p>樹木剪定、低木刈込、草刈等</p> <p>【管理方法】</p> <p>高木剪定：年1回実施（一部夏期・冬期剪定の年2回）</p> <p>中木剪定：年1回実施</p> <p>低木刈込：年1～2回実施</p> <p>芝刈草刈：年2回実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">街路樹の維持管理の様子</p>			

NO. 9	都市計画道路整備に伴う植樹柵等の整備事業		体系	1 (4) ⑤
主 体	静岡市	担当課	道路計画課	
事業目的	都市計画道路整備に伴い、歩道等に植樹柵等を設けて緑化を推進し、都市部の良好な生活空間の形成を図る。			
事業概要	<p>(都)静岡駅賤機線ほか9路線の都市計画道路整備に伴い、植樹柵等を整備し、緑豊かな道路環境を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都)静岡駅賤機線(松富2工区) 0.874km ・(都)水道町伊呂波町線(伊呂波町工区) 0.350km ・(都)東町大岩線(1工区) 0.576km ・(都)あさはた線(北工区) 0.660km ・(都)宮前岳美線(3工区・4工区) 1.255km ・(都)丸子池田線(曲金工区) 0.840km ・(都)渋川妙音寺線(大曲工区) 0.528km ・(都)清水港三保線(2工区) 0.670km ・(都)日の出町押切線(北脇・能島工区) 0.541km ・(都)日の出町高松線(八幡) 0.557km <p style="text-align: right;">合計 6.851km</p>		 <p style="text-align: center;">整備前(現状)</p>  <p style="text-align: center;">整備後イメージ</p>	



NO. 10	公園・緑地整備事業		体系	2 (1) ①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主要
事業目的	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。			
事業概要	<p>身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。</p> <p>工事予定 令和8年度(仮称)清水竜南公園(清水区梅ヶ谷) 令和9年度(仮称)西千代田町公園(葵区西千代田町)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状地の様子 (清水区梅ヶ谷(竜南地区))</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現状地の様子 (葵区西千代田町)</p> </div> </div>			


NO. 11	長期未整備都市計画公園整備事業		体系	2 (1) ②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主要
事業目的	都市計画決定から長期にわたり未整備となっている都市計画公園を「静岡市都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、土地の利用状況などを検証し、都市計画決定の見直し手続きを進め、公園整備を進めることで、公園空白地の解消と公園面積の増加を図る。			
事業概要	都市計画決定後、長期未整備となっている都市計画公園や、都市計画公園区域が問題となっている公園について、問題解決のための区域変更や、現実的に整備可能となる計画区域に変更し、公園整備の推進を図る。（賤機山公園、金山公園、新川公園、村松公園等）			


NO. 12	公園施設バリアフリー化事業		体系	2 (1) ③
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要
事業目的	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、既設都市公園において、高齢者、障害者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、公園施設のバリアフリー化整備を行う。			
事業概要	<p>トイレや園路のバリアフリー化</p> <p>【瀬名第一公園】</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 10px; text-align: center;"> <p>バリアフリー化</p>  </div>  </div> <p style="text-align: center;">施工前</p> <p style="text-align: center;">施工後（トイレ・園路）</p>			



NO. 13	公園施設長寿命化事業		体系	2 (1) ④
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要
事業目的	対処療法的管理から予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な公園施設の改築更新を行う。			
事業概要	公園施設の更新 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ⇒  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 更新前 更新後 </div>			

NO. 14	公園樹の維持管理		体系	2 (1) ④
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要
事業目的	公園樹の健全な育成を図るとともに、公園の景観維持を図る。			
事業概要	<p>樹木剪定、低木刈込、草刈等</p> <p>【管理方法】</p> <p>高木剪定：隔年1回実施</p> <p>中木剪定：隔年1回実施</p> <p>低木刈込：隔年1～2回実施</p> <p>芝刈草刈：年2～3回実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">公園における樹木の維持管理</p>			


NO. 15	アグリチャレンジパーク蒲原管理運営業務		体系	2	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	農業政策課			
事業目的	新規就農に興味のある個人や農業参入を検討する法人を対象とした農業研修と、市民の農業に対する関心を高め、より身近に感じてもらうための農業体験の実施により、本市における農業の新しい担い手の確保を図る。					
事業概要	<p>1.新規就農希望者向けの農業研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜を中心とした栽培技術 ・農薬の適正使用 ・農産物の販売方法 <p>2.農業体験イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくりや除草などのほ場管理 ・農業用機械の取扱方法 など ・野菜の栽培（土づくり～収穫まで） ・ひまわりの苗植え 					
						
	アグリチャレンジパーク蒲原の様子					


NO. 16	いきいき都市農業推進事業補助金		体系	2	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	農業政策課			
事業目的	市街化区域内における営農活動に対し助成することにより、都市農業の振興を図る。					
事業概要	<p>・市街化区域内の農地における施設・機械の導入にかかる費用（1/3以内・限度額30万円）の補助</p> <p>※ただし、国が策定した「みどりの食料システム戦略」の温室効果ガス削減に向けた重要業績評価指標に掲げる農業機械の電化・水素化等の技術確立または化石燃料を使用しない園芸施設（充電式の草刈機やヒートポンプ等）への完全移行に沿うもの場合は、1/2以内・限度額30万円</p> <p>・市民農園の整備にかかる費用（1/2以内・限度額50万円）の補助</p> <p>◆補助対象</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農作物の生産・加工又は販売のための施設の設備 (2) 給排水施設の設置 (3) 農業用の機械又は器具の購入 (4) 市民農園の整備 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業 					
						
	補助対象の一例					

NO. 17	生産緑地地区の指定推進・活用事業		体系	2 (4) ①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	市街化区域内の一定の要件に該当する農地等を生産緑地地区として指定することにより、市街化区域内の緑地を確保する。			
事業概要	<p>生産緑地の指定</p> <p>■ 指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に農業の用に供されている ・ 公害又は災害の防止や良好な生活環境形成に相当の効用があること ・ 公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること ・ 一団の農地の面積が500㎡(又は5畝)以上であること ・ 農業の継続が可能であること ・ 都市拠点（JR静岡駅、東静岡駅、清水駅周辺）の区域に含まれていないこと <div style="text-align: center;">  <p>生産緑地の様子</p> </div>			

NO. 18	放任竹林対策事業		体系	2 (4) ③
主 体	静岡市	担当課	環境共生課	
事業目的	放任竹林対策に取り組む市民団体等に対する必要な資機材の貸出や支給、活動費の補助を行う。			
事業概要	<p>(移動式竹破碎機貸出)</p> <p>市内の放任竹林対策として竹林の伐採整備を行う団体に対し、自走式竹破碎機の貸出を行う。</p> <p>(放任竹林対策推進事業)</p> <p>放任竹林対策推進事業を実施する里山保全団体に対する補助金を交付する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>破碎機の講習会の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>竹林整備の様子</p> </div> </div>			

NO. 19	里山公園の利活用促進事業【再掲】		体系	2 (4) ③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。			
事業概要	市民生活との関わりの深い、谷津山、鯨ヶ池、浜石岳等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進する。			
				
	放任竹林対策の作業状況 (谷津山)	鯨ヶ池フェスタ (鯨ヶ池)	うきうきフェスタ (浜石)	
				
	会議の様子 (谷津山)	交流の日 (鯨ヶ池)	現地活動 (浜石)	



NO. 20	保存樹木等保全事業		体系	2 (4) ④
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に保全する必要があると認める樹木・樹林を保存樹木等として指定し、その所有者に対し助成を行う。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木等の保存活用のために、大規模な事業を実施する場合に、随時、補助金を交付する。(上限30万円、保全行為に要した費用の1/2以内) ・保存樹木等の適切な維持管理を図るために、必要な資材(箒、箕、軍手など)についても随時支給する(点数制) 奨励金は平成26年度で終了 <p>【保存樹木指定件数】</p> <p>保存樹木(葵 区)： 2件 保存樹木(駿河区)： 4件 保存樹木(清水区)： 23件</p> <p>保存樹林(葵 区)： 1箇所 保存樹林(駿河区)： 2箇所 保存樹林(清水区)： 28箇所</p>			
				
		保存樹木		

NO. 21	静岡都心まちなか再生事業		体系	3 (1) ①
主 体	静岡市・市民・企業・民間団体	担当課	都市計画課	
事業目的	都心に関わる「人」が中心となり、静岡市に住む人が、生き活きとした暮らしや活動ができる、魅力的なまちなかにすることを目的とし、都市アセットを活用した居心地が良い場所づくりとその場所を活かす人づくりを掲げ、人をひきつけるまちを目指していく。			
事業概要	<p>静岡都心が「人が主役、ふらっと立ち寄れるまち」となることを目指し、まちの個性や歴史を尊重しつつ、商業・居住・交流・福祉など多様な都市機能の連携と、市民・事業者・行政の共創によるまちづくりを推進します。</p> <p>また、その実現にむけて「つくる」「つなぐ」「楽しむ」の3つの方針を軸に、空間の質向上・回遊性の強化・持続可能な運営体制の構築を進めます。</p>			
				
	青葉緑地における取組			

NO. 22	駿府城跡天守台野外展示事業		体系	3 (2) ①
主 体	静岡市	担当課	歴史文化課	
事業目的	本市の歴史に対して市民が誇りを抱くとともに、国内外の人々が駿府城公園周辺の歴史資源を目的に訪れることで、本市の魅力発信に繋げる。			
事業概要	駿府城跡天守台の遺構を野外展示施設にするため、整備を進めている。			
				
	現在の遺構の様子 → 新施設イメージ図			

NO. 23	駿府城公園再整備事業（修景整備）		体系	3	(2)	①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主要		
事業目的	野外展示施設の整備と連携し、本丸広場等を城郭を感じられる景観に整備することで、歴史的資源を活かした来訪を促進し、中心市街地における公園機能を強化する。					
事業概要	<p>歴史ある駿府城の魅力を最大限に引き出し、その価値を高めるため、公園中央部を平らに造成する工事や樹木整理を実施するとともに、広場を囲む園路と馬場跡広場及び中堀・土手の設計後、整備を実施する。</p> 					



NO. 24	お堀の水辺（葵舟）活用事業		体系	3	(2)	①
主 体	民間事業者	担当課	観光政策課			
事業目的	駿府城公園における歴史観光コンテンツとして誘客を図ると共に、観光客の滞在時間を延ばすことで、地域経済の活性化を図る。					
事業概要	<p>葵舟を運航する運営主体に対する補助金交付</p>  <p>駿府城公園二ノ丸堀を遊覧する「葵舟」</p>					


NO. 25	ナイトツーリズム推進事業		体系	3 (2) ②
主 体	静岡市	担当課	観光政策課	
事業目的	日本平からの夜景を軸とした夜の楽しみ方を創出・発信し、観光客の市内滞在時間を延長、市内観光消費の拡大につなげる。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日本平を軸とした静岡夜景全体のブランディング ・日本平の集客力向上 ・ナイトタイムエコノミーの充実 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">日本平夜市連携イベント</p>			


NO. 26	日本平公園整備事業		体系	3 (2) ②
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課	主要
事業目的	名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流など、幅広い活動ができる場となるよう整備を行う。			
事業概要	整備面積約33.0haを日本平公園基本計画に基づき整備を行う。			
	 <p style="text-align: center;">日本平公園整備事業</p>		 <p style="text-align: center;">上空から見た日本平公園</p>	

NO. 27	麻機遊水地関連事業		体系	3 (2) ③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	麻機遊水地地区グランドデザインに基づく行動計画の実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と利活用を両輪とした総合的な取り組みを実施する。			
事業概要	<p>【内容】</p> <p>■麻機遊水地保全活用推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体からなる協議会員による麻機遊水地保全活用推進協議会の行動計画のもと各団体の活動やイベント等の実施により地域活性化を推進する。 ・令和5年度に麻機遊水地が自然共生サイト（環境省）に登録され、ネイチャーポジティブを目指す取り組みをしていきます。また、令和7年度から自然共生サイト制度が地域生物多様性増進法に基づく認定に移行したため、移行登録申請の手続きをしていく。 <p>■あさはた緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラ大賞優秀賞（国土交通省）やビオトープ大賞（日本ビオトープ協会）を受賞しているあさはた緑地では、指定管理者制度を活用し、環境学習・防災学習の実施、専門家を交えた生物多様性を重視した維持管理・運営を行っていく。 <p>■河川海岸環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻機第2工区緑道整備、第4工区木道整備の推進により、麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向けた取り組みをしていく。 			
				

NO. 28	新興津地区交流施設検討事業		体系	3 (2) ④
主 体	静岡市	担当課	BX推進課	
事業目的	静岡県が整備する新興津地区人工海浜・緑地の魅力を向上させ、地元住民に愛され、かつ、市内外から多くの来訪者が訪れる新たな賑わいの拠点とすべく、「交流施設」を実現させる			
事業概要	<p>■内容</p> <p>県が新興津地区人工海浜、緑地を整備する機会を捉え、民間活力を活用することで、効率的かつ効果的な施設整備を行い、地区の魅力向上、地域経済の活性化を図る。</p>			
				
	人工海浜・緑地イメージパース		交流施設整備イメージ	

NO. 29	清水都心ウォーターフロント地区デザインマネジメント	体系	3 (2) ④
主 体	静岡県、静岡市、民間	担当課	BX推進課
事業目的	江尻・日の出地区の一体的な方向性を持った整備を導くべく、都市デザインの方針検討やデザインマネジメント、デザイン検討・調整を行う。		
事業概要	<p>■内容</p> <p>地区内で行われる公共工事、民間開発等において、官民が連携し、公共空間の連続性や一体性が確保された周辺環境整備のあり方を具体的に検討し、デザインの調整を図る。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水港線跡自転車歩行者道 (静岡市) ・日の出地区防潮堤・緑地 (静岡県) ・ドリプラ新館 (仮称) パークアネックス (民間) ほか <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>清水港線跡自転車歩行者道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>日の出地区防潮堤・緑地等デザイン検討</p> </div> </div>		



NO. 30	(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業	体系	3 (2) ④
主 体	静岡市	担当課	BX推進課
事業目的	「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出ふ頭周辺にこれから新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設を整備する。		
事業概要	<p>■内容</p> <p>海洋・地球総合ミュージアムの設計、建設、維持管理及び運営をPFI方式で実施する。(設計・建設3年、維持管理・運営15年 計18年)</p> <p>延床面積 約8,381㎡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>施設イメージ (外部)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>施設イメージ (内部)</p> </div> </div>		

NO. 31	清水港海釣り公園整備事業	体系	3 (2) ④
主 体	静岡市	担当課	BX推進課
事業目的	袖師地区に位置していた旧海釣り公園は、年間約2万人が利用する施設であったが、平成23年3月の東日本大震災の発生後、汚染水貯留施設として、海釣り施設（メガフロート）を東京電力に売却した。当施設は、新興津地区に旧海釣り公園の代替施設として整備し、新たな賑わい空間を創造し、清水港全体の活性化を推進する。		
事業概要	<p>■内容</p> <p>静岡県が行う新興津地区人工海浜・緑地整備と連携し、海釣り公園を整備することで、賑わいある海洋レクリエーション拠点の形成を目指す。</p> <p>○海釣り施設：栈橋（延長L=167m、幅W=10m）</p> <p>○公園施設：管理棟、四阿、トイレ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>新興津地区改良整備事業 概要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>清水港海釣り公園イメージパース図</p> </div> </div>		

NO. 32	大浜公園再整備事業	体系	3 (2) ⑤
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 主要
事業目的	PFI手法を用いて公園全体の設計・整備・運営を一体事業としてリニューアルすることで、施設間の連携や健全な運営の実現を目指し、年間を通じて利用でき多くの人が楽しめる魅力ある公園とする。		
事業概要	<p>【内容】</p> <p>令和5年7月に事業契約を締結。令和7年7月に施設整備が完了し、公園が令和7年7月19日にリニューアルオープンした。また、カフェや多目的ホールを設けた民間収益施設が令和8年8月にオープン予定。</p> <p>■事業スキーム</p> <p>プールや公園については、施設の完成後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行うBTO方式で実施し、カフェやホールを設けた収益施設と常設に駐車場については民間事業者の独立採算事業として運営するBOO方式で実施する。</p> <p>■施設概要</p> <p>プールゾーンでは既存のプール施設の内容を活かしつつ、有料のレジャープールとしてリニューアルすることで集客力の向上と事業に係る財政負担の縮減の両立を図る施設として整備し、またプールサイドには売店と有料シートを設けている。公園ゾーンでは、大型の木製複合遊具や芝生広場を整備することで年間を通じて楽しめる施設として整備し、さらにBOO施設として公園内に新たに78台の駐車場の整備と、年間を通じた公園利用を促す収益施設の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		


NO. 33	(仮) 大内新田公園整備事業		体系	3 (2) ⑥
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課	主要
事業目的	広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「公園」「調整池」「生涯学習交流館」の3つのエリアを一体的に活用できるように、各エリアの連携を意識した広場等の整備を推進する。			
事業概要	<p>■ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域からも利用できる駐車場や大型遊具等を配置した特色ある公園の整備  <p style="text-align: center;">土地利活用レイアウト (案)</p>			

NO. 34	史跡駿河国分寺跡 (片山廃寺跡) 保存整備事業		体系	3 (3) ③
主 体	静岡市	担当課	歴史文化課	
事業目的	古代仏教文化の中心となった駿河国分寺 (片山廃寺) の価値を未来へ伝承するために整備し、保存・活用を図る。			
事業概要	<p>■ 内容</p> <p>昭和40年の史跡指定に伴い、次のとおり事業を進めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 寺院中心部の継続的な公有地化 ② 史跡公園としての整備の検討   <p style="text-align: center;">上空から見た片山廃寺跡</p> <p style="text-align: center;">大谷街道東暫定整備部分</p>			

NO. 35	史跡小島陣屋跡保存整備事業		体系	3	(3)	③
主 体	静岡市	担当課	歴史文化課			
事業目的	藩主が暮らした御殿の一部（書院）と石垣が残る、江戸時代小島藩の陣屋跡を、未来へつなぐために整備し、保存・活用を図る。					
事業概要	<p>(1) 史跡と御殿書院の保存整備（御殿書院の移築復原、史跡内整備、石垣の調査・整備）</p> <p>(2) 見学者のための施設整備（トイレ、駐車場、看板等の整備）</p> <p>(3) 史跡の公開・活用（整備中、整備後の公開活用策の検討）</p> <p>(4) 管理運営体制の構築（地元を中心とした機運の醸成、体制構築）</p> <p>(5) 小島陣屋と小島藩の全容解明（第二郭の発掘調査、史料・文献調査の実施）</p>					
						
	上空から見た史跡小島陣屋跡		陣屋に移築復原した御殿書院			

NO. 36	風致地区内の良好な自然環境の保全		体系	3	(3)	③																					
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要																							
事業目的	風致地区内の良好な自然環境の保全を図る。																										
事業概要	<p>■内容</p> <p>静岡市の風致地区において良好な自然的景観が維持されるための適切な審査の実施。</p> <p>▶風致地区内の制限</p> <p>建築物の高さ、建ぺい率などに関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>高さ</th> <th>建ぺい率</th> <th>道路からの 後退距離</th> <th>隣地からの 後退距離</th> <th>地盤面 高低差</th> <th>緑地率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>8 m以下</td> <td>20%以下</td> <td>3 m以上</td> <td>1.5 m以上</td> <td>6 m以下</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>15 m以下</td> <td>40%以下</td> <td>2 m以上</td> <td>1.0 m以上</td> <td>9 m以下</td> <td>30%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>宅地の造成などに関する基準（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形、樹木等でできるだけ保全すること。 ・ のり面は、芝張、種子吹付け等の緑化を行うこと。 ・ 宅地分譲は、1区画あたり第1種、第2種ともに200㎡以上とする。 <p>木材の伐採、土石の採取など（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要最小限の規模であること ・ 堆積物が植栽で隠されること。 						種別	高さ	建ぺい率	道路からの 後退距離	隣地からの 後退距離	地盤面 高低差	緑地率	第1種	8 m以下	20%以下	3 m以上	1.5 m以上	6 m以下	50%以上	第2種	15 m以下	40%以下	2 m以上	1.0 m以上	9 m以下	30%以上
種別	高さ	建ぺい率	道路からの 後退距離	隣地からの 後退距離	地盤面 高低差	緑地率																					
第1種	8 m以下	20%以下	3 m以上	1.5 m以上	6 m以下	50%以上																					
第2種	15 m以下	40%以下	2 m以上	1.0 m以上	9 m以下	30%以上																					

NO. 37	良好な都市景観の形成事業		体系	4	(1)	①
主 体	国、市、事業者、住民	担当課	景観まちづくり課			
事業目的	地域にふさわしく親しみや心地よさを創出する景観の形成及び保全を推進することで、都市の良好な景観形成を図ることを目的とする。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>景観アドバイザーの積極的な活用による景観形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザー（緑化計画、ほか） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>相談事例 1</p>  <p>高木伐採に伴う、将来の植樹計画 についての相談状況</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>相談事例 2</p>  <p>建築計画の外構図を基に樹種選定の 相談状況</p> </div> </div>					



NO. 38	静岡市みどり条例に基づく緑化計画の手続き		体系	4	(1)	①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要		
事業目的	市民・事業者・行政が協働で緑豊かなまちを創出していくために、大規模な民間施設と公共施設を対象に緑化基準に則した緑化を誘導する。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>計画協議緑化面積14.4ha、協議件数123件(H28年12月12日現在)</p> <p>①協議対象：全ての公共建築物及び民間が設置する1000㎡以上の敷地における建築行為</p> <p>②緑化基準：敷地面積の5%以上の緑化面積の確保及び2.5m以上の中高木1本以上の設置(市は義務、民間は努力義務)</p> <p>③届出の仕組：協議対象の建築行為をしようとする者は、計画段階において緑化計画を市に届け出るようにし、市で緑化基準を満たしているか確認する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>緑の配置モデルイメージ</p> </div>					


NO. 39	公園愛護会による公園の維持管理		体系	4 (2) ①
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要
事業目的	公園の日常的な維持管理を地域が自ら行う活動を奨励する。			
事業概要	<p>■内容 公園愛護会による公園愛護会活動</p> <p>【活動内容】 公園の清掃・除草 樹木の灌水 公園施設等の点検及び異常を発見した場合の市への連絡 公園愛護精神の普及及び啓発に関する活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">公園愛護会による活動の様子</p>			

NO. 40	事業者との共創（民間活力導入）		体系	4 (2) ②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	地域ニーズに合った魅力的な公園の整備をするために公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進する。			
事業概要	<p>■内容 ・設置管理許可制度、Park-PFI制度、指定管理者制度、PFI事業をはじめとした公園における民間活力導入に関する制度を積極的に運用し、事業の促進を図る。</p> <p>■実施中の事業 ・大浜公園 ・船越堤公園 ・あさはた緑地</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>大浜公園</p> <p>船越堤公園</p> <p>あさはた緑地</p> </div>			

NO. 41	みどりの相談窓口の開設検討		体系	4 (3) ①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	本市の豊かな自然を活かしてみどりのある暮らしを推進する「静岡市らしい植物園」の実現に向けて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するため、みどりの相談窓口の開設を検討する。			
事業概要	<p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりに関する相談窓口の社会実験実施 ・植物に精通した人材育成や産学官民によるプロジェクトの実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">園芸市でのみどりの情報発信の取組</p>			

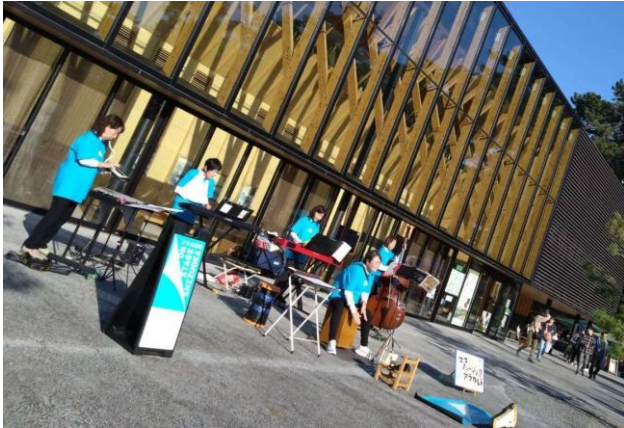
NO. 42	花苗配布事業		体系	4 (3) ①
主 体	静岡市、市民	担当課	緑地政策課	主要
事業目的	花苗、草花の球根及び資材等の配布を実施し、街角や公共施設等の緑化を進め、花いっぱい街づくりを推進する。			
事業概要	<p>■内容</p> <p>年に3回、申込みのあった自治会・地域花壇の会へ花苗・花壇資材を配布市内各所の花壇に、地域の皆さまによって綺麗な花を咲かせていく。</p> <p>【配布例】</p> <p>マリーゴールド、コリウス、ペゴニア、ノースポール、パンジー、葉ボタン、チューリップ(球根)、培養土、バーク堆肥、培養土 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">花苗配布事業による取組</p>			


NO. 43	静岡市花と緑のまちづくり協議会事業		体系	4	(3)	②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要		
事業目的	花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、「豊かな環境のまち静岡」を創る。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>・市からの補助金と緑の募金による還元金を主財源として、緑化推進のため各種事業を実施。</p> <p>(園芸市、緑化推進事業、市内を花いっぱいにする事業、植樹・植栽緑化事業ほか)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>園芸市</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>緑化作品コンクール</p> </div> </div>					



NO. 44	緑化講習会の開催(一般向け)		体系	4	(3)	③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要		
事業目的	家庭緑化の普及・市民の緑化技術の向上及び普及を推進する。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>市民の緑化技術を高めるため、園芸家等を講師に迎え、年に4回程度、緑化講習会を開催している。</p> <p>■実施講座例</p> <p>「観葉植物の寄せ植え教室～暮らしを彩るインテリアグリーン～」</p> <p>「プクプクかわいい！多肉植物の寄せ植え教室」</p> <div style="text-align: center;">  <p>緑化講習会の様子</p> </div>					

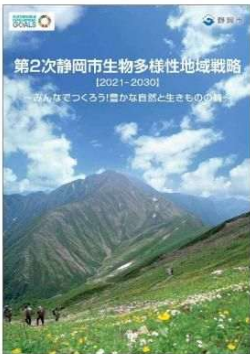

NO. 45	交流促進事業（主要イベントの開催支援）	体系	4 (4) ①
主 体	静岡市	担当課	文化政策課
事業目的	イベント開催を支援し、地域に根付く文化・歴史といった地域資源の活用・魅力発信を行うことで、多彩な交流を創出し、域外からの観光誘客と地域経済の活性化を図る。		
事業概要	<p>■内容 ○主要イベントにおける公園の利活用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>静岡まつり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>安倍川花火大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大道芸 ワールドカップ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>駿府城夏まつり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>富士山コスプレ 世界大会</p> </div> </div>		

NO. 46	ストレンジシード開催事業	体系	4 (4) ①
主 体	静岡市	担当課	文化政策課
事業目的	市街地において、演劇、ダンスを中心とした文化芸術イベントを開催することで、「まちは劇場」を推進し、まちの存在感を高め、交流人口の増加に資する。		
事業概要	<p>■内容 ○ストレンジシードにおける公園の利活用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;">   </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">ストレンジシード開催の様子</p>		

NO. 47	まち劇スポット事業		体系	4	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	文化政策課			
事業目的	「まち」の様々な空間において大道芸・ダンス・音楽・アートなど様々なジャンルの文化に触れることができるパフォーマンス環境を整備し、都市全体が劇場のようにいつも華やかで活気に溢れた魅力的なまちを目指す。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>○パフォーマンススポットとして公園の利活用</p>  <p style="text-align: center;">まち劇スポット事業の様子</p>					

NO. 48	道路サポーター制度の利用推進		体系	4	(4)	②
主 体	静岡市	担当課	道路保全課			
事業目的	地域住民と行政が一体となって身近な道路保全を行うことにより、地域住民の道路愛護意識の高揚を図るとともに、安心・安全・快適な道路空間づくりを推進する。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>地域住民による道路美化・緑化活動</p> <p>●仕組み</p> <p>・道路の維持管理にご協力いただける自治会・町内会、企業、学校、市民活動団体等を募り、その団体の活動に対して市が認定を行う。</p> <p>●活動内容</p> <p>・美化活動（ゴミ拾い、清掃など）</p> <p>・緑化活動（花の植栽、除草など）</p> <p>・道路損傷情報の提供</p> <p>・市は、活動資機材の貸与・支給、活動団体名入りの看板の設置、ボランティア保険への加入などを実施。</p> <p>●登録団体数</p> <p>・138団体（R 7年11月末時点）</p>  <p style="text-align: center;">道路サポーター制度を活用した活動の様子</p>					

NO. 49	静岡市河川・海岸愛護事業		体系	4	(4)	②
主 体	静岡市	担当課	河川課			
事業目的	河川・海岸の環境保全を図る。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>静岡市内の河川及び海岸の清掃等を実施する自治会、町内会及びこれらに類する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、河川・海岸の環境保全を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">清掃の様子</p>					

NO. 50	生物多様性地域戦略の推進		体系	4	(6)	①
主 体	静岡市	担当課	環境共生課			
事業目的	生物多様性の保全、生物多様性の主流化を図る。					
事業概要	<p>■内容</p> <p>令和3年3月に本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて行政と市民が一体となって取り組んでいくべきことを示した「第2次静岡市生物多様性地域戦略」を策定。「生息・生育場所を守る」「活動のきっかけをつくる」「活動を継続する」「生物多様性を評価する」の4つの戦略と、これらをリードしていく6つのリーディングプロジェクトにより、本地域戦略を推進していく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">生物多様性地域戦略</p>					

NO. 51	自然観察・自然体験講座の実施		体系	4	(6)	①
主 体	静岡市	担当課	生涯学習推進課			
事業目的	自然観察や自然体験を通じて、身近な自然や環境について学び、関心を高める。					
事業概要	<p>■内容 生涯学習施設の講座として、自然観察・自然体験講座を開催する。 (川や海を会場とし、野鳥や魚などを扱うものも含む。)</p> <p>■実施講座事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざせ！セミのぬけがら博士 ・夏のわらしな自然観察！ ・谷津山自然観察 ・麻機自然観察会 ・船越公園むしむし探検隊 ・夏休み海のサイエンス ・海の生き物ふれあい教室 など 					



夏のわらしな自然観察

NO. 52	環境教育の推進（環境学習指導員派遣）		体系	4	(6)	3
主 体	静岡市	担当課	環境共生課			
事業目的	こども園等に環境学習指導員を派遣することで、環境教育の実践に関する保育者等の負担を軽減するとともに、子どもたちの自然に対する興味を引き出す。					
事業概要	<p>■内容 静岡市環境教育基本方針に基づく、指導員派遣事業</p>					



指導員による環境学習会の様子

3-2 主要事業プログラムシート

みどりの基本計画の基本方針に基づく具体的な事業の中から、公園に関する事業について、侍史内容や実施期間を整理し、主要事業プログラムシートとして次頁以降に示します。

NO. 1	里山公園の利活用促進事業			体系	1	(1)	②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課	主要			
事業目的	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。						
事業概要	市民生活との関わりの深い、谷津山、鯨ヶ池、浜石岳等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進する。						
							
	放任竹林対策の作業状況 (谷津山)	鯨ヶ池フェスタ (鯨ヶ池)	うきうきフェスタ (浜石)				
							
	会議の様子 (谷津山)	交流の日 (鯨ヶ池)	現地活動 (浜石)				
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容			継続して事業を実施				
実 績	谷津山：登山道整備、ハイキング、名称募集、会議 鯨ヶ池：チャレンジ、フェスタ、会議 浜石：浜石岳の日、現地活動、会議						

NO. 8	街路樹の育成管理			体系	1	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課、清水まちづくり推進課、道路保全課			主要	
事業目的	街路樹の健全な育成を図るとともに、街の景観維持を図る。						
事業概要	<p>樹木剪定、低木刈込、草刈等</p> <p>【管理方法】</p> <p>高木剪定：年1回実施（一部夏期・冬期剪定の年2回）</p> <p>中木剪定：年1回実施</p> <p>低木刈込：年1～2回実施</p> <p>芝刈草刈：年2回実施</p>						
							
	街路樹の維持管理の様子						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	適切な育成管理						
実 績							


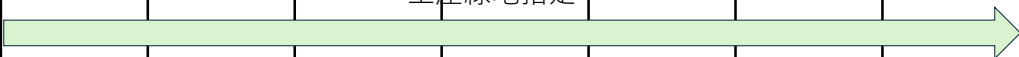
NO. 10	公園・緑地整備事業		体系	2	(1)	①	
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課	主要			
事業目的	身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。						
事業概要	<p>身近な公園や緑地等の整備及び再整備を行う。</p> <p>工事予定 令和8年度（仮称）清水竜南公園（清水区梅ヶ谷） 令和9年度（仮称）西千代田町公園（葵区西千代田町）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状地の様子 (清水区梅ヶ谷（竜南地区）)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現状地の様子 (葵区西千代田町)</p> </div> </div>						
予定期間		R 8	R 9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	用地買収・設計 (清水竜南) 用地買収 (西千代田)	工事 (清水竜南) 設計 (西千代田)	工事 (西千代田)				
実 績	用地買収・設計 (清水竜南) 用地買収 (西千代田)						

NO. 11	長期未整備都市計画公園整備事業			体系	2	(1)	②
主 体	静岡市	担当課		緑地政策課 公園建設管理課		主要	
事業目的	都市計画決定から長期にわたり未整備となっている都市計画公園を「静岡市都市計画公園見直しガイドライン」に基づき、土地の利用状況などを検証し、都市計画決定の見直し手続きを進め、公園整備を進めることで、公園空白地の解消と公園面積の増加を図る。						
事業概要	都市計画決定後、長期未整備となっている都市計画公園や、都市計画公園区域が問題となっている公園について、問題解決のための区域変更や、現実的に整備可能となる計画区域に変更し、公園整備の推進を図る。（賤機山公園、金山公園、新川公園、村松公園等）						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	継続して事業を実施						
実 績							

NO. 12	公園施設バリアフリー化事業			体系	2	(1)	③
主 体	静岡市	担当課		公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要		
事業目的	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、既設都市公園において、高齢者、障害者等を含む来園する人々誰もが利用しやすい公園を目指し、公園施設のバリアフリー化整備を行う。						
事業概要	<p>トイレや園路のバリアフリー化 4箇所程度/年 実施</p> <p>【瀬名第一公園】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>施工前</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>バリアフリー化</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>施工後（トイレ・園路）</p> </div> </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	バリアフリー化 実施	バリアフリー化 実施	バリアフリー化 実施	バリアフリー化 実施	バリアフリー化 実施	バリアフリー化 実施	
実 績	4箇所実施						

NO. 13	公園施設長寿命化事業			体系	2	(1)	④
主 体	静岡市	担当課		公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要		
事業目的	対処療法的管理から予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な公園施設の改築更新を行う。						
事業概要	公園施設の更新 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ⇒  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 更新前 更新後 </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	都市公園施設の更新						
実 績	○工事実施						

NO. 14	公園樹の維持管理			体系	2	(1)	④
主 体	静岡市	担当課		公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要		
事業目的	公園樹の健全な育成を図るとともに、公園の景観維持を図る。						
事業概要	<p>樹木剪定、低木刈込、草刈等</p> <p>【管理方法】</p> <p>高木剪定：隔年1回実施</p> <p>中木剪定：隔年1回実施</p> <p>低木刈込：隔年1～2回実施</p> <p>芝刈草刈：年2～3回実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">公園における樹木の維持管理</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	適切な維持管理						
実 績							


NO. 17	生産緑地地区の指定推進・活用事業			体系	2	(4)	①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	市街化区域内の一定の要件に該当する農地等を生産緑地地区として指定することにより、市街化区域内の緑地を確保する。						
事業概要	<p>生産緑地の指定</p> <p>■ 指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に農業の用に供されている ・ 公害又は災害の防止や良好な生活環境形成に相当の効用があること ・ 公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること ・ 一団の農地の面積が300㎡(又は3畝)以上であること ・ 農業の継続が可能であること ・ 都市拠点（JR静岡駅、東静岡駅、清水駅周辺）の区域に含まれていないこと <div style="text-align: center;">  <p>生産緑地の様子</p> </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	<p style="text-align: center;">生産緑地指定</p> 						
実 績	○件指定						

NO. 19	里山公園の利活用促進事業【再掲】			体系	2	(4)	③
主 体	静岡市	担当課		緑地政策課		主要	
事業目的	市民が気軽に自然に触れることができ、眺望や散策、自然探検などを楽しむことができる身近で貴重な自然環境を「里山公園」として利活用を推進する。						
事業概要	市民生活との関わりの深い、谷津山、鯨ヶ池、浜石岳等は、身近で貴重な自然環境を有する「里山公園」として保全・利活用を推進する。						
	 放任竹林対策の作業状況 (谷津山)	 鯨ヶ池フェスタ (鯨ヶ池)	 うきうきフェスタ (浜石)	 会議の様子 (谷津山)	 交流の日 (鯨ヶ池)	 現地活動 (浜石)	
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	継続して事業を実施						
実 績	谷津山：登山道整備、ハイキング、名称募集、会議 鯨ヶ池：チャレンジ、フェスタ、会議 浜石：浜石岳の日、現地活動、会議						

NO. 20	保存樹木等保全事業			体系	2	(4)	④
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に保全する必要があると認める樹木・樹林を保存樹木等として指定し、その所有者に対し助成を行う。						
事業概要	<p>・保存樹木等の保存活用のために、大規模な事業を実施する場合に、随時、助成金を交付する。(上限30万円、保全行為に要した費用の1/2以内)</p> <p>・保存樹木等の適切な維持管理を図るために、必要な資材(箒、箕、軍手など)についても随時支給する(点数制)</p> <p>【保存樹木指定件数】</p> <p>保存樹木(葵 区)：7本 保存樹木(駿河区)：10本 保存樹木(清水区)：30本</p> <p>保存樹林(葵 区)：5箇所 保存樹林(駿河区)：12箇所 保存樹林(清水区)：33箇所</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	指定樹木の拡充・助成金の交付						
実 績	指定樹木○件 追加、 助成金交付○ 件						



保存樹木

NO. 23	駿府城公園再整備事業（修景整備）		体系	3	(2)	①	
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課 公園建設管理課		主要		
事業目的	野外展示施設の整備と連携し、本丸広場等を城郭を感じられる景観に整備することで、歴史的資源を活かした来訪を促進し、中心市街地における公園機能を強化する。						
事業概要	<p>歴史ある駿府城の魅力を最大限に引き出し、その価値を高めるため、公園中央部を平らに造成する工事や樹木整理を実施するとともに、広場を囲む園路と馬場跡広場及び中堀・土手の設計後、整備を実施する。</p> 						
予定期間	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	発掘調査		修景整備工事				
実 績	発掘調査 実施						

NO. 26	日本平公園整備事業			体系	3	(2)	②
主 体	静岡市	担当課	公園建設管理課	主要			
事業目的	名勝日本平の特性を活かし、本市のシンボル公園として、市民のレクリエーションや観光、国際交流など、幅広い活動ができる場となるよう整備を行う。						
事業概要	整備面積約33.0haを日本平公園基本計画に基づき整備を行う。						
							
	<p style="text-align: center;">上空から見た日本平公園</p> <p style="text-align: center;">日本平公園整備事業</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	用地買収 アクセス道路・芝生広場 整備・電線地中化工 事	用地買収 芝生広場・電線地中 化工事	用地買収 実施設計 アクセス道路・芝生広場 整備・電線地中化工 事	用地買収 芝生広場・アプロー チ園路・駐車場整備	用地買収 芝生広場・アプロー チ園路・駐車場整備	用地買収 駐車場整備・アプ ローチ園路・駐車場 整備	用地買収 駐車場整備 園路広場整備工事 センターハウス建築工事
実 績	電線地中化工事 (本体管路) L=177m完了						

NO. 27	麻機遊水地関連事業			体系	3	(2)	③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	麻機遊水地地区グランドデザインに基づく行動計画の実現に向け、麻機遊水地地区の自然環境や立地特性を活かした自立発展型の地域活性化を目指し、自然再生と利活用を両輪とした総合的な取り組みを実施する。						
事業概要	<p>【内容】</p> <p>■麻機遊水地保全活用推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体からなる協議会員による麻機遊水地保全活用推進協議会の行動計画のもと各団体の活動やイベント等の実施により地域活性化を推進する。 ・令和5年度に麻機遊水地が自然共生サイト（環境省）に登録され、ネイチャーポジティブを目指す取り組みをしていきます。また、令和7年度から自然共生サイト制度が地域生物多様性増進法に基づく認定に移行したため、移行登録申請の手続きをしていく。 <p>■あさはた緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラ大賞優秀賞（国土交通省）やビオトープ大賞（日本ビオトープ協会）を受賞しているあさはた緑地では、指定管理者制度を活用し、環境学習・防災学習の実施、専門家を交えた生物多様性を重視した維持管理・運営を行っていく。 <p>■河川海岸環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻機第2工区緑道整備、第4工区木道整備の推進により、麻機遊水地地区グランドデザインの実現に向けた取り組みを進める。 						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	協議会運営の継続						
	あさはた緑地の運営						
	第2工区整備の推進			第4工区整備の推進			
実 績	協議会の運営						
	あさはた緑地の運営						
	第2工区整備						



NO. 32	大浜公園再整備事業			体系	3	(2)	⑤
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	PFI手法を用いて公園全体の設計・整備・運営を一体事業としてリニューアルすることで、施設間の連携や健全な運営の実現を目指し、年間を通じて利用でき多くの人が楽しめる魅力ある公園とする。						
事業概要	<p>【内容】</p> <p>令和5年7月に事業契約を締結。令和7年7月に施設整備が完了し、公園が令和7年7月19日にリニューアルオープンした。また、カフェや多目的ホールを設けた民間収益施設が令和8年8月にオープン予定。</p> <p>■事業スキーム</p> <p>プールや公園については、施設の完成後に市に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行うBTO方式で実施し、カフェやホールを設けた収益施設と常設駐車場については民間事業者の独立採算事業として運営するBOO方式で実施する。</p> <p>■施設概要</p> <p>プールゾーンでは既存のプール施設の内容を活かしつつ、有料のレジャープールとしてリニューアルすることで集客力の向上と事業に係る財政負担の縮減の両立を図る施設として整備し、またプールサイドには売店と有料シートを設けている。公園ゾーンでは、大型の木製複合遊具や芝生広場を整備することで年間を通じて楽しめる施設として整備し、さらにBOO施設として公園内に新たに78台の駐車場の整備と、年間を通じた公園利用を促す収益施設の整備を行う。</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	整備期間 リニューアルオープン	収益施設オープン		運営期間			
実 績	整備期間 リニューアルオープン			運営期間			



NO. 33	(仮) 大内新田公園整備事業			体系	3	(2)	⑥
主体	静岡市	担当課	公園建設管理課	主要			
事業目的	広域からも人が集まる賑わい創出と地域の治水対策など防災機能の強化の両面を併せ持った空間を目指し、「公園」「調整池」「生涯学習交流館」の3つのエリアを一体的に活用できるように、各エリアの連携を意識した広場等の整備を推進する。						
事業概要	<p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域からも利用できる駐車場や大型遊具等を配置した特色ある公園の整備  <p style="text-align: center;">土地利用レイアウト(案)</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
	設計		工事				
実績	設計実施						

NO. 36	風致地区内の良好な自然環境の保全			体系	3	(3)	③																					
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要																							
事業目的	風致地区内の良好な自然環境の保全を図る。																											
事業概要	<p>■内容 静岡市の風致地区において良好な自然的景観が維持されるための適切な審査の実施。</p> <p>▶風致地区内の制限 建築物の高さ、建ぺい率などに関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>高さ</th> <th>建ぺい率</th> <th>道路からの 後退距離</th> <th>隣地からの 後退距離</th> <th>地盤面 高低差</th> <th>緑地率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>8 m以下</td> <td>20%以下</td> <td>3 m以上</td> <td>1.5m以上</td> <td>6 m以下</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>15m以下</td> <td>40%以下</td> <td>2 m以上</td> <td>1.0m以上</td> <td>9 m以下</td> <td>30%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>宅地の造成などに関する基準（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形、樹木等でできるだけ保全すること。 ・ のり面は、芝張、種子吹付け等の緑化を行うこと。 ・ 宅地分譲は、1区画あたり第1種、第2種ともに200㎡以上とする。 <p>木材の伐採、土石の採取など（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要最小限の規模であること ・ 堆積物が植栽で隠されること。 							種別	高さ	建ぺい率	道路からの 後退距離	隣地からの 後退距離	地盤面 高低差	緑地率	第1種	8 m以下	20%以下	3 m以上	1.5m以上	6 m以下	50%以上	第2種	15m以下	40%以下	2 m以上	1.0m以上	9 m以下	30%以上
種別	高さ	建ぺい率	道路からの 後退距離	隣地からの 後退距離	地盤面 高低差	緑地率																						
第1種	8 m以下	20%以下	3 m以上	1.5m以上	6 m以下	50%以上																						
第2種	15m以下	40%以下	2 m以上	1.0m以上	9 m以下	30%以上																						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降																					
予定内容	風致地区内行為許可申請に対する適切な審査の実施																											
実 績																												

NO. 38	静岡市みどり条例に基づく緑化計画の手続き			体系	4	(1)	①
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	市民・事業者・行政が協働で緑豊かなまちを創出していくために、大規模な民間施設と公共施設を対象に緑化基準に則した緑化を誘導する。						
事業概要	<p>■内容</p> <p>①協議対象：全ての公共建築物及び民間が設置する1000㎡以上の敷地における建築行為</p> <p>②緑化基準：敷地面積の5%以上の緑化面積の確保及び2.5m以上の中高木1本以上の設置(市は義務、民間は努力義務)</p> <p>③届出の仕組：協議対象の建築行為をしようとする者は、計画段階において緑化計画を市に届け出るようにし、市で緑化基準を満たしているか確認する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>緑の配置モデルイメージ</p> </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	<p style="text-align: center;">緑化基準に則した緑化の誘導</p>						
実 績	緑化協議 ○件						

NO. 39	公園愛護会による公園の維持管理			体系	4	(2)	①
主 体	静岡市	担当課		公園建設管理課 清水まちづくり推進課	主要		
事業目的	公園の日常的な維持管理を地域が自ら行う活動を奨励する。						
事業概要	<p>■内容</p> <p>公園愛護会による公園愛護会活動</p> <p>【活動内容】</p> <p>公園の清掃・除草</p> <p>樹木の灌水</p> <p>公園施設等の点検及び異常を発見した場合の市への連絡</p> <p>公園愛護精神の普及及び啓発に関する活動</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">公園愛護会による活動の様子</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	適切な維持管理						
実 績							

NO. 40	事業者との共創（民間活力導入）			体系	4	(2)	②
主 体	静岡市	担当課		緑地政策課		主要	
事業目的	地域ニーズに合った魅力的な公園の整備をするために公園の整備・管理における事業者による民間活力導入を促進する。						
事業概要	<p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置管理許可制度、Park-PFI制度、指定管理者制度、PFI事業をはじめとした公園における民間活力導入に関する制度を積極的に運用し、事業の促進を図る。 <p>■実施中の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大浜公園 ・船越堤公園 ・あさはた緑地 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大浜公園</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>船越堤公園</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>あさはた緑地</p> </div> </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入に関する制度運用による整備 ・民間との共同による運営 						
実 績							

NO. 41	みどりの相談窓口の開設検討			体系	4	(3)	①
主 体	静岡市	担当課		緑地政策課		主要	
事業目的	本市の豊かな自然を活かしたみどりのある暮らしの実現に向けて、市民のみどりに対する意識醸成や緑化推進に関わる市民活動を促進するため、みどりの相談窓口の開設を検討する。						
事業概要	<p>■内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりに関する相談窓口の社会実験実施 ・植物に精通した人材育成や産学官民によるプロジェクトの実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">園芸市でのみどりの情報発信の取組</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	みどりの相談窓口の社会実験・運営体制						→
実 績							

NO. 42	花苗等配付事業			体系	4	(3)	①
主 体	静岡市、市民		担当課	緑地政策課		主要	
事業目的	花苗、草花の球根及び資材等の配付を実施し、街角や公共施設等の緑化を進め、花いっぱいの街づくりを推進する。						
事業概要	<p>■内容</p> <p>年に3回、申込みのあった自治会・地域花壇の会へ花苗・花壇資材を配付 市内各所の花壇に、地域の皆さまによって綺麗な花を咲かせていく。</p> <p>【配布例】</p> <p>マリーゴールド、コリウス、ペゴニア、ノースポール、パンジー、葉ボタン、 チューリップ(球根)、培養土、バーク堆肥、培養土 など</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">花苗配付事業による取組</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	3回/年 花苗等配付						
実 績	3回実施 (7、11、3月)						

NO. 43	静岡市花と緑のまちづくり協議会事業			体系	4	(3)	②
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	花と緑を育てる運動を広く市民に働きかけ、「豊かな環境のまち静岡」を創る。						
事業概要	<p>■内容</p> <p>・市からの補助金と緑の募金による還元金を主財源として、緑化推進のため各種事業を実施。</p> <p>(園芸市、緑化推進事業、市内を花いっぱいにする事業、植樹・植栽緑化事業ほか)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>園芸市</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>花壇コンクール</p> </div> </div>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	緑化推進事業の実施 						
実 績	園芸市 2回実施 花壇コンクール 1回実施						

NO. 44	緑化講習会の開催(一般向け)			体系	4	(3)	③
主 体	静岡市	担当課	緑地政策課		主要		
事業目的	家庭緑化の普及・市民の緑化技術の向上及び普及を推進する。						
事業概要	<p>■内容 市民の緑化技術を高めるため、園芸家等を講師に迎え、年に4回程度、緑化講習会を開催している。</p> <p>■実施講座例</p>  <p>「維持・管理しやすい花壇づくり講座」の様子</p>						
予定期間	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
予定内容	講習会の実施						
実 績							

第4章 みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項

静岡市のみどりに関する新たな視点について、現状で事業はないが、今後事業化するにあたっての留意点は次の通りで、みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項は、事業化に向けた今後の方向性として、次頁に整理します。

みどりの基本計画の項目	事業化にあたっての留意点
5-1(1) グリーンインフラによる本市のみどりが持つ機能の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラにおける取組として、流域治水関連の事業、個別プロジェクト等について掲げており、これらの事業について分野間連携で推進することが求められる。 ・グリーンインフラについて市民に分かりやすく周知し、その概念を普及することが求められる。
5-1(2) 誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園へのニーズが量から質に変化する中では、新規整備により公園の量を増やすだけでなく、既存の都市公園も含めて地域のニーズに合わせた都市公園のあり方が求められる。 ・このため、既存の都市公園について、地域の特性を活かした公園機能の再編や集約化に取り組むことが求められる。
5-1(3) 都市農地を活かしたまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡市都市農業振興基本計画」(令和元年(2019)年)との連携による取組の推進を掲げており、都市農地の保存や利活用のあり方について検討する必要がある。
5-1(4) 市街地周辺における自然環境の里山としての保全・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の市街地周辺には、浜石岳、有度山、賤機山、谷津山、鯨ヶ池、梶原山等の丘陵地や樹林地を始めとした豊かな自然環境がある。このような市街地周辺の丘陵地や樹林地について、生物生息環境の確保、安全性の向上、レクリエーション利用の拡大等の本来六値が持つ機能を十分に発揮させることは、良好な市街地形成にとって重要である。 ・現在、先導的に、谷津山及び鯨ヶ池において、里山公園に向けた市民周知や利活用検討等のソフト事業に着手したため、今後はハード整備の事業化が求められる。
5-2 しなやかに使いこなす仕組みを整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用ルールは、静岡市都市公園条例や規則に基づき、基本的事項については設定されているが、公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に 대응できるよう、ルールの弾力化に取り組む必要がある。 ・社会実験により地域の変化するニーズへの対応を試行的に把握する。
5-3(1) みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会では小規模な都市公園を中心に維持管理を実施しているが、組織の高齢化が進んでいる。 ・そのため、公園・緑地の持続的な維持管理に向け、担い手の育成が必要となっている。
5-3(2) 官民連携の促進 5-3(3) 事業者が参入しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFI、指定管理者制度、PFI 事業等、公園や地域の特性等を踏まえ公民共創の手法について検討する必要がある。 ・公民共創による柔軟な取組を継続的に行うため、市民の共感を得るとともに、事業者が事業に参入しやすい環境を作ることが重要となる。
5-4 みどりの空間におけるDXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備・管理の効率化やデジタル技術を活用した利用者の利便性向上に関する取組等について、具体化が求められる。

■みどりの基本計画に基づき新たに実施する事項の実施方針

(1)グリーンインフラによるみどりが持つ機能の最大化

- グリーンインフラを活用した浸水被害軽減や環境に関わる取組主体等、様々な分野との横断的な連携
- 市内に存在するみどり空間が果たす効果の見える化やグリーンインフラの価値の市民周知
- グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等と連携し、産学官の多様な主体との取組の検討



あさはた緑地:多様な主体による活動フィールドとなっている

(2)誰もが心豊かに過ごすことができる快適な空間づくり

- 子どもがのびのび遊べる公園や花や緑に親しめる公園等、地域の特性を活かした公園機能の再編や集約化の検討
- まちなかの緑化空間の創出や緑化イベント等、花や緑に溢れ、豊かな時間を過ごすことができる空間の創出

【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



都市公園の再編・集約化の促進(出典:国土交通省資料)

(3)都市農地を活かしたまちづくりの推進

- 減少傾向にある生産緑地地区を含む都市農地について、市民農園や公園的利用等、活用方法の検討
- 農地保全の担い手や保全主体等の対応策の検討



生産緑地地区の様子

(4)市街地周辺の自然環境の保全・利活用の推進

- 市民生活とかかわりの深い身近な自然環境を、市民が身近に楽しめる里山公園としての保全や利活用の検討
- 放任竹林の整備や伐採木の利活用について、多部局と連携



竹林整備の体験イベント



公園や散策路からの眺望の確保

(5)公園・緑地をしなやかに使いこなす仕組みづくりの推進

- 利用者や自治会等と連携し、地域の実情にあった柔軟な公園ルールへの検討
- 社会実験等を通して、公園活用可能性の検討



公園の利活用に関する社会実験(青葉緑地)

(6)みどりを活用した地域課題解決に関わる担い手づくり

- 市民主体による身近な公園や花壇の活用を促進するコーディネーター人材の発掘・育成
- 公園、緑地の基礎情報や活用ノウハウ等を学ぶ研修プログラムによりコーディネーター人材の活動を支援



研修プログラム実施の様子

(7)公民共創の促進

- 指定管理制度や民間活力の活用等、公園や地域の特性に応じた公民共創の促進の検討
- 事業者が公園の整備・管理への参画をさらに促進するための仕組みづくりの検討



大浜公園の収益施設イメージ

(8)みどりの空間におけるDXの推進

- 「静岡市デジタル化推進プラン」に基づき、新たな都市創造に向けたイノベーションが生まれるまちの実現を目指し、DX・GXを有力な政策手段として検討
- 静岡市の公式LINEを活用し、市民からの情報提供を即時に共有できる仕組みの構築の検討
- GIS機能を取り入れた公園配置図のデジタル化や災害時の情報収集ツールとしてのGISアプリの開発など、オープンデータ化およびデータ活用の可視化を検討



図 AIを用いた都市の緑視率のモニタリング(青葉緑地)
(国土交通省 国土技術政策総合研究所のAI緑視率調査プログラムを利用)